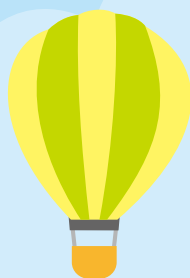


「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して

清須市社会福祉協議会

第4次総合計画



2019年度～2023年度
社会福祉法人 清須市社会福祉協議会

ごあいさつ

清須市社会福祉協議会は、平成17年に西枇杷島町・新川町・清洲町の3町が合併して誕生し、平成21年の春日町との合併を経て現在の形へと至っております。地域福祉活動の推進にあたっては、平成17年の清須市誕生を受けて「地域福祉活動計画」(平成18年度～19年度)を策定し、清須市における地域福祉活動の推進の方針・目標を定めました。

また、この後を引き継いで策定した「第1次総合計画」(平成20年度～22年度)では、従来の「地域福祉活動計画」に加え、法人としての組織基盤の強化を目的とした「発展強化計画」、災害時の対策をまとめた「災害対策計画」を策定し、3つの計画を「総合計画」として一体的に運用してまいりました。

これらを皮切りに、第3次までの総合計画の更新を重ね、ブロック社協活動の立ち上げと推進、市民活動ボランティアセンターの機能強化、日常生活自立支援事業の市町村実施、新会計基準への移行、東日本大震災に代表される大規模災害への対応等、少しずつ成果を積み重ねてきたところです。

今回、第4次となる総合計画の更新を行うにあたり、これまでの取り組みを総括した上で、国が示す今後の福祉改革の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」を踏まえ、新たな枠組みで策定をいたしました。また、清須市社会福祉協議会がこれから目指す方向性、新たな方針・目標の設定にあたっては、先に全国社会福祉協議会から提示された「社協・生活支援強化方針」(平成29年改訂)の内容を受け、再構築したものとなります。この「地域共生社会の実現」に向けて、これまでの基本理念である「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を引継ぎ、役職員一同全力で取り組んでまいります。

この取り組みを推進する上で、市当局や社会福祉関係者はもとより、市民の皆様の参加が欠かせないものとなりますので、今後ともご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心なご協議、ご助言を賜りました策定委員の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成31年4月

社会福祉法人 清須市社会福祉協議会
会 長 時 田 榮 一

<目次>

第1章 第4次総合計画の概要

1. 計画の目的	2
2. 計画策定にあたっての基本的な考え方（地域福祉の概念）	3
3. 圏域の考え方	4
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画の構成	6
6. 計画の体系	7
7. 計画の推進期間	9
8. 計画の策定体制	9
9. 計画の進行管理及び評価	10

第2章 清須市の概況

1. 人口と世帯	12
2. 高齢者・障がい者の状況	13
3. 清須市の概況とブロック	14

第3章 地域福祉活動計画

1. 地域福祉活動計画の概要	17
2. 取り組み内容	18

第4章 発展強化計画

1. 発展強化計画の概要	24
2. 取り組み内容	25

第5章 災害対策計画

1. 災害対策計画の概要	32
2. 取り組み内容	33

巻末資料

1. 清須市社会福祉協議会総合計画策定委員会設置要綱	37
2. 諮問書	38
3. 答申書	39
4. 策定委員名簿	40
5. 策定経過	41
6. 用語解説	42

第1章 第4次総合計画の概要



1. 計画の目的

近年、急速に進んでいる少子高齢化、核家族化、独り暮らしや高齢者世帯の増加など家族形態の変化が進み、関係性の希薄化なども伴って、元来 家族や地域に備わっていた力が弱まりつつあります。

また、今現在は大きな問題が起きていなくても、認知症などに代表される「介護」が必要になった時、あるいは「災害」が起きた時など、アクシデントに対して自力や家族の力で解決していくことが、徐々に難しくなっているのではないのでしょうか？

一方で、国や行政の制度の枠ですべての困りごとに対応をすることには限界があり、介護保険に代表される諸制度だけでは、特に人の生きがいや喜びといった豊かさを追求するニーズを満たすことには限界があります。住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、今改めて、身近な地域で共に支え合う関係づくりが求められているのではないのでしょうか？

このような背景の中で、国は支え合いの形の再編を目指し、「地域共生社会の実現」を基本コンセプトとして、社会福祉法の改正を行っています。この中で、地域住民等は主体的に地域の課題を把握し、様々な関係機関との連携により解決に導くことが期待されており、これまで地域福祉の推進の中核を担ってきた社会福祉協議会の役割も、より一層高まることとなります。

これらを踏まえ、第4次総合計画（以下「本計画」という）においてはこれまでの基本理念を引き継ぎつつ、清須市における地域共生社会の実現に向け、市民と清須市社会福祉協議会（以下「清須市社協」という）が実践する地域福祉活動の内容を整理し、その推進体制について整備します。



2. 計画策定にあたっての基本的な考え方（地域福祉の概念）

本計画の策定にあたっては、その基本的な考え方として社会福祉法における地域福祉の概念を基としています。

社会福祉法において、地域福祉とは「地域における社会福祉」と説明されており、その推進にあたり、「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を営む者」、「社会福祉に関する活動を行う者」は、相互に協力し合うことが求められています。併せて、「福祉サービスを必要とする地域住民」が様々な分野の活動へ参加できるような機会を確保すること、地域生活課題の把握に努めること、支援関係機関との連携により解決を図ること等が期待されています。

このことから、地域住民は福祉関係者との協働により、地域の困りごと解決に関わっていくことが、地域福祉活動の基本的な考え方となります。

本計画ではこの考え方を基として、これまでの基本理念である「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を継承しつつ、市民と清須市社協とが協働で実践する地域福祉活動について、その内容や役割を確認・整理しています。

※参考 社会福祉法 第一条、第四条

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が 地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3. 圏域の考え方

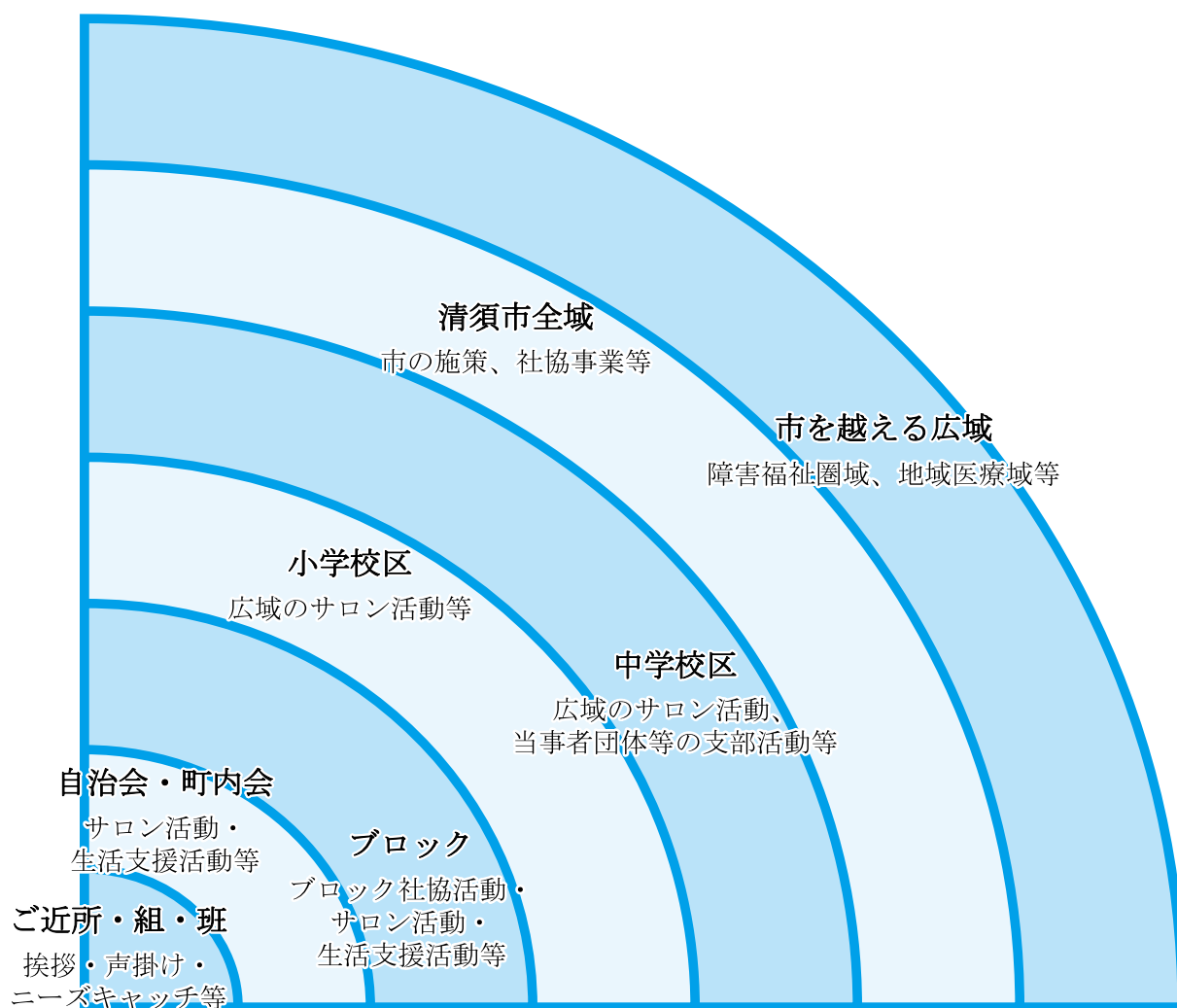
地域福祉活動を進めるにあたり、その活動範囲をどう捉えるかはその目的や、説明する側の立場によって異なります。

また、活動を展開するにあたっては、内容によって効果的な範囲が異なり、市全域で実施すべき事業、身近な範囲で実施すべき活動など、区別する必要があります。

清須市（以下「市」という。）は、4つの町が合併して出来上がった経緯も踏まえると、市全域の次に旧町を単位とした中学校区があり、以下、小学校区、ブロック、自治会、班・組といった区分けができます。

清須市社協においては、市の設定するブロック制を地域福祉活動の基礎的な範囲とし、ブロックを単位とした福祉活動の展開を推進しています。

※清須市における重層的な圏域のイメージと、圏域ごとの福祉活動例



4. 計画の位置づけ

市における行政計画は、関係法令に基づき「清須市総合計画」を上位計画とし、福祉関係計画については以下の表のとおり個別・分野別計画で定められています。

一方で、この個別・分野別計画を束ねる地域福祉計画が未策定となっているため、清須市社協では「地域福祉活動計画」を単独策定し、各行政計画と連携しながら推進していく形となります。

＜清須市社協＞

計画の名称	計画の推進期間
清須市社協総合計画 (地域福祉活動計画) (発展強化計画) (災害対策計画)	2019年度 ⇒ 2023年度(5年間)



＜清須市＞

計画の名称	計画の推進期間
清須市総合計画	2017年度 ⇒ 2024年度
清須市高齢者福祉計画 清須市介護保険事業計画	2018年度 ⇒ 2020年度
清須市障害者基本計画	2018年度 ⇒ 2023年度
清須市障害者福祉計画 清須市障害児福祉計画	2018年度 ⇒ 2020年度
子ども・子育て支援事業計画	2015年度 ⇒ 2019年度
【その他の関連する行政計画】 清須市地域防災計画、清須市生涯学習推進計画、健康日本21清須計画	



5. 計画の構成

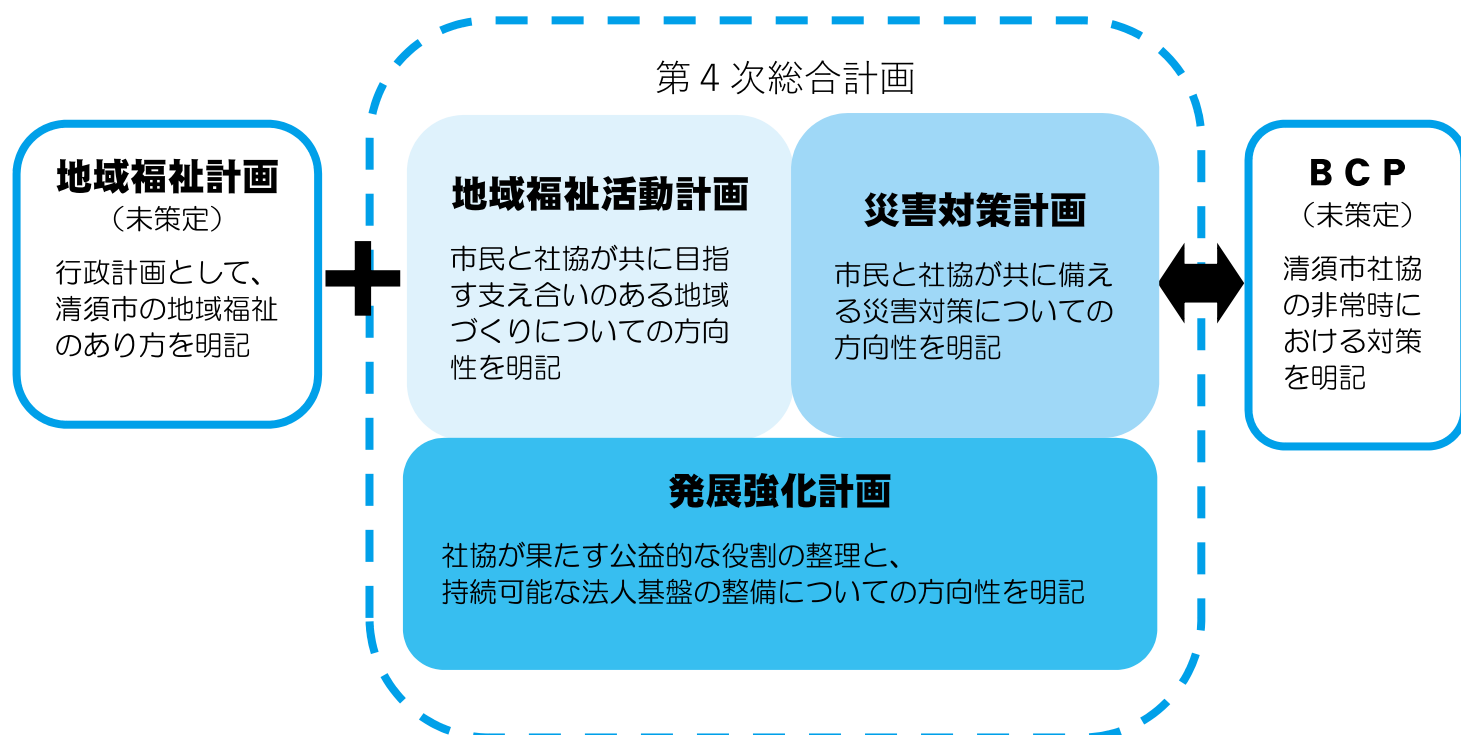
これまでの総合計画は清須市社協オリジナルの計画構成として、地域福祉の推進を定めた「地域福祉活動計画」、清須市社協の法人強化を定めた「発展強化計画」、災害対策を定めた「災害対策計画」の3計画で構成されてきました。

この第4次総合計画においては、①現在未策定となっている行政計画の地域福祉計画との来るべき一体策定を視野に入れる、②マニュアルとしての性格が強かった「災害対策計画」の内容を再整理するとの視点から、これまでの構成を見直し、新たな形で再構成することとなりました。

「地域福祉活動計画」は、将来的な地域福祉計画との一体策定のため、社協固有の事業や課題について切り離し、市民と社協が共に目指す支え合いのある地域づくりについて、その方向性を明記する構成としています。

「発展強化計画」は、社協が果たす公益的な役割の整理と、持続可能な法人基盤の整備についての方向性を明記する構成としています。

「災害対策計画」については、災害に対する平常時の備えを重点的にまとめ、マニュアル的な要素が強かった緊急時の対応については、別に定める「職員緊急対応・行動マニュアル」と併せて再整理し、BCP（事業継続計画）として再整備を行っていきます。



6. 計画の体系

本計画は、「地域福祉活動計画」「発展強化計画」「災害対策計画」の3計画によって理念の実現を目指します。このための柱建てとして以下の体系を構築し、これを元に本計画の推進を図ります。

理 念（本計画が最終的に目指すところ）

私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり



方向性（理念の実現のために各計画が担う役割を明記）

- 地域福祉活動計画 ⇒ 市民と社協が共に目指す支え合いのある地域づくり
- 発展強化計画 ⇒ 社協が果たす公益的な役割の整理と、持続可能な法人基盤の整備
- 災害対策計画 ⇒ 市民と社協が共に備える災害への対策



目 標（各計画を実現するための目標を明記）

- 地域福祉活動計画 ⇒ 5項目
- 発展強化計画 ⇒ 6項目
- 災害対策計画 ⇒ 3項目



＜清須市社会福祉協議会 第4次総合計画体系図＞

第1章

第4次総合計画の概要

理念	種別	方向性	目標
私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり	地域福祉活動計画	市民と社協が共に目指す 支え合いのある地域づくり	①身近な地域での支え合い活動を推進します!! ②誰もが活躍できる清須市を目指します!! ③誰もが認め合い、共に生きる力を育てます!! ④何でも気軽に相談できる社協を目指します!! ⑤権利擁護体制を強化し、将来も安心して暮らせるまちをつくります!!
	発展強化計画	社協が果たす 公益的な役割の整理と、 持続可能な法人基盤の整備	①役職員の共通理解の促進と職員育成の強化を進めます!! ②多様なニーズに対応できるよう社協事業を拡充します!! ③市民と社協が気軽に情報をやりとりできるしくみをつくり ます!! ④継続した事業運営のための財源の確保に努めます!! ⑤市民の信頼と安心を得られる確かな法人基盤を構築しま す!! ⑥安心してサービス利用できる利用者保護の体制を整備し ます!!
	災害対策計画	市民と社協が共に備える 災害への対策	①災害からいち早く復旧できる組織づくりを進めます!! ②災害発生時の緊急対策を整備します!! ③市民生活の復興を支援するしくみを強化します!!

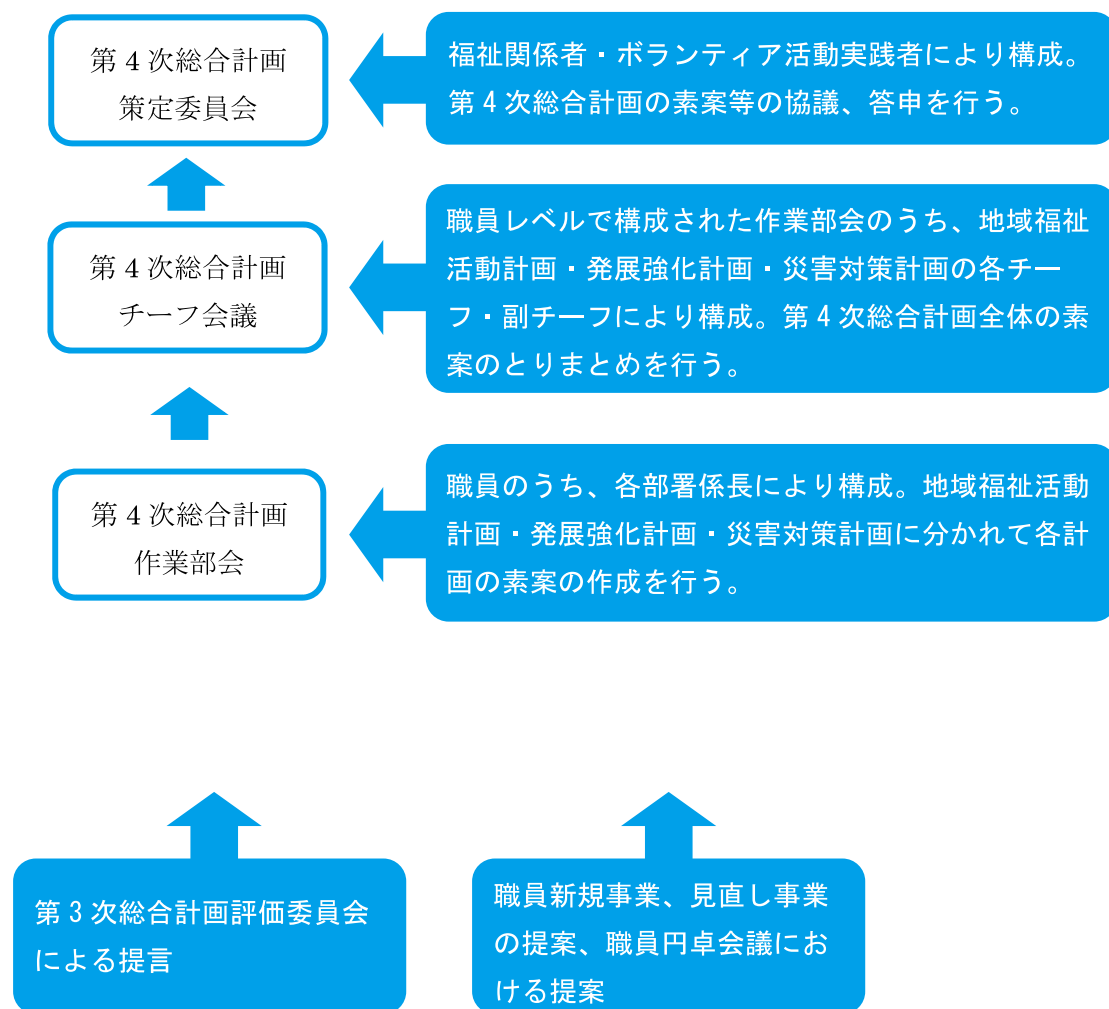
7. 計画の推進期間

計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、2023年度に次期計画を策定します。ただし、清須市が「地域福祉計画」の策定を決定した場合は、市の計画と本計画の整合性を図るために、市と調整することになります。

推進期間：5年間

2019年度～2023年度

8. 計画の策定体制

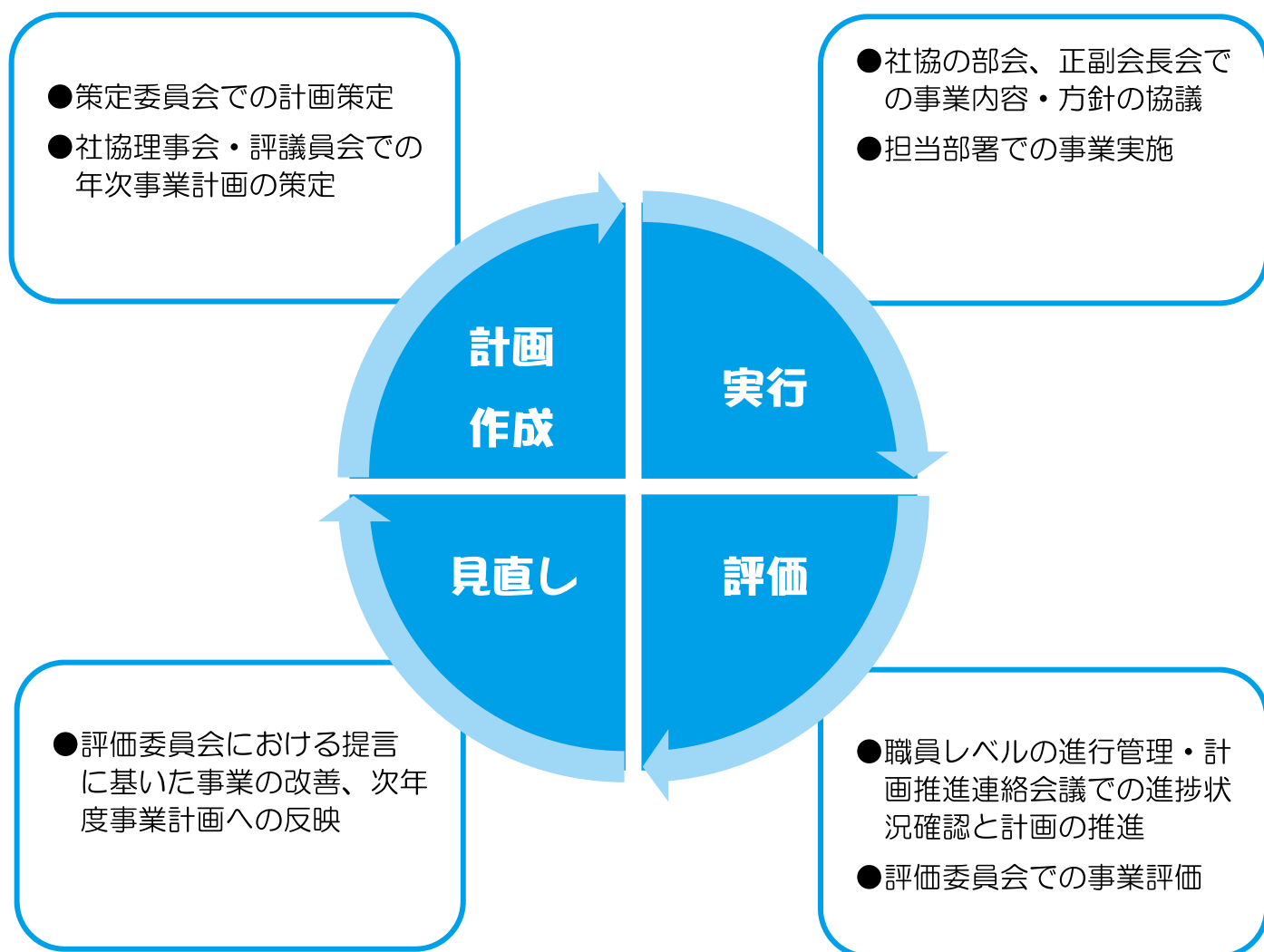


9. 計画の進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、清須市社協の理事会・評議員会で年次の事業方針を固め、清須市社協役員で構成される部会や、正副会長会で重要事項を協議し、これらを基に事務局の担当部署が事業等の実施をしていきます。

また進行管理にあたっては、職員レベルで構成した「進行管理・計画推進連絡会議」において進捗状況の管理と、計画の推進を図ります。

併せて、外部評価の場として「評価委員会」を立ち上げ、「進行管理・計画推進連絡会議」で確認した進捗状況や事業成果を報告し、提言を基に次年度の事業計画への反映と改善に努めていきます。



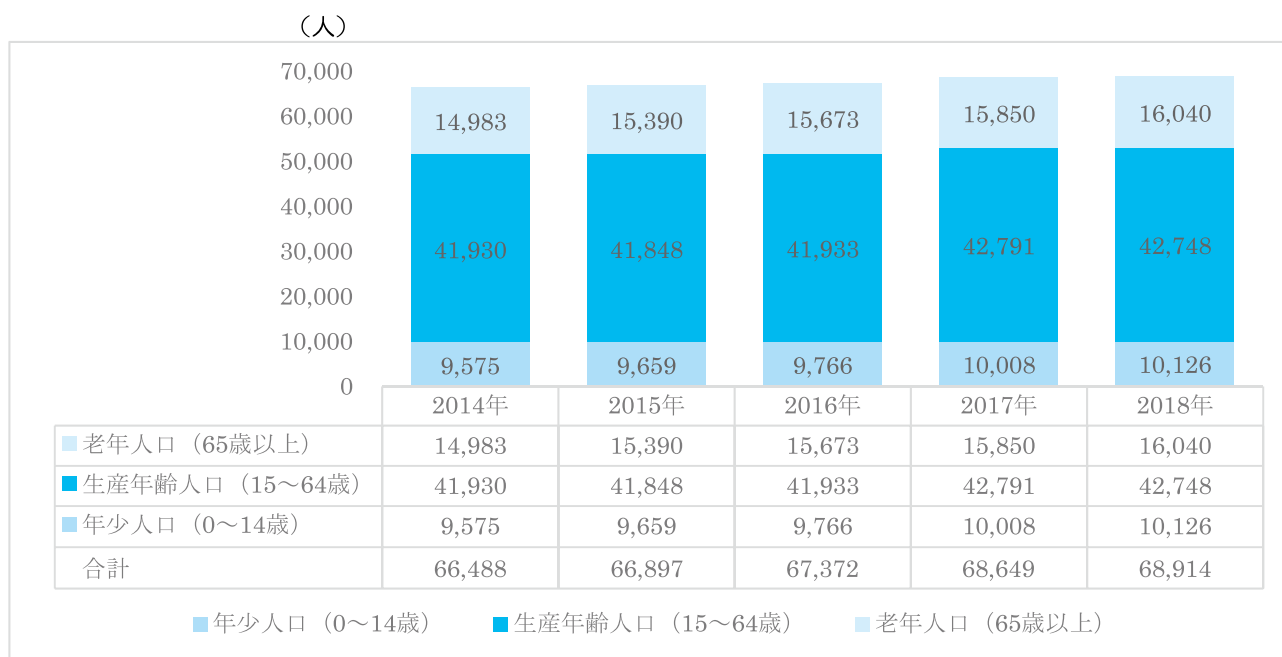
第2章 清須市の概況



1. 人口と世帯

清須市の総人口は2018年10月1日現在で68,914人となっており、この5年間で約2,000人の増加となっています。年齢3区分別に見ていくと、各区分とも微増傾向にあり、また、世帯数についても緩やかに増加している状況となっています。

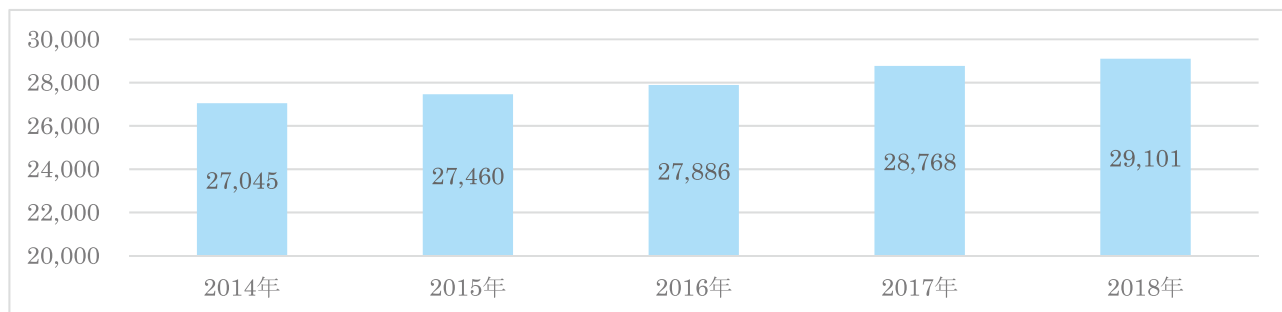
(1) 年齢3区分別人口



資料：清須市住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 世帯数

(世帯)



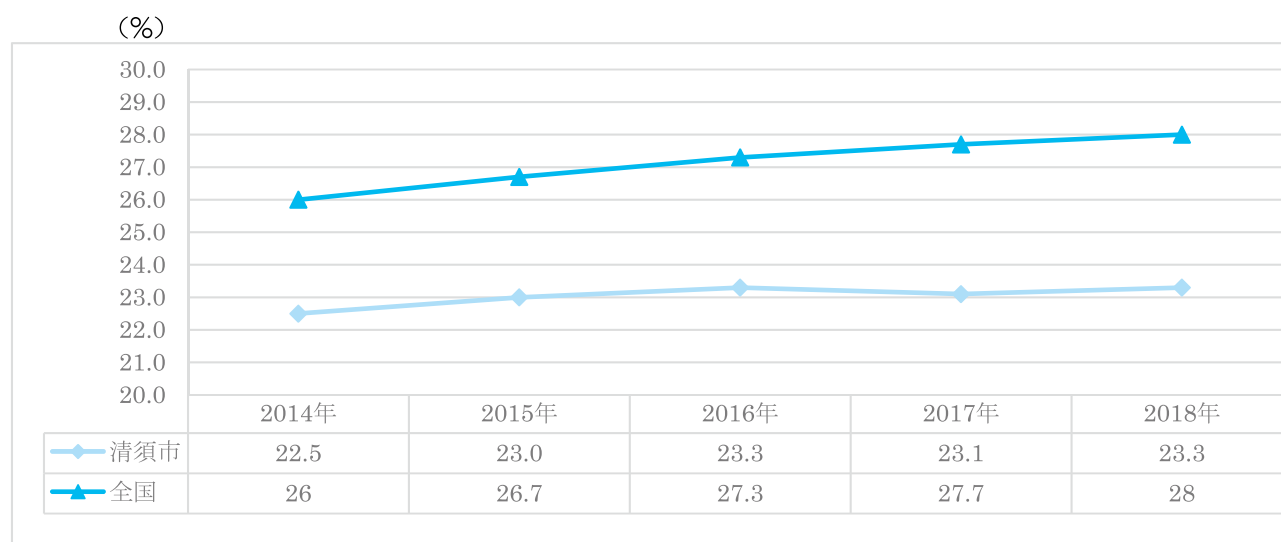
資料：清須市住民基本台帳（各年10月1日時点）

2. 高齢者・障がい者の状況

高齢化率は全国平均と比較すると低い状況ではありますが、緩やかな上昇傾向となっています。

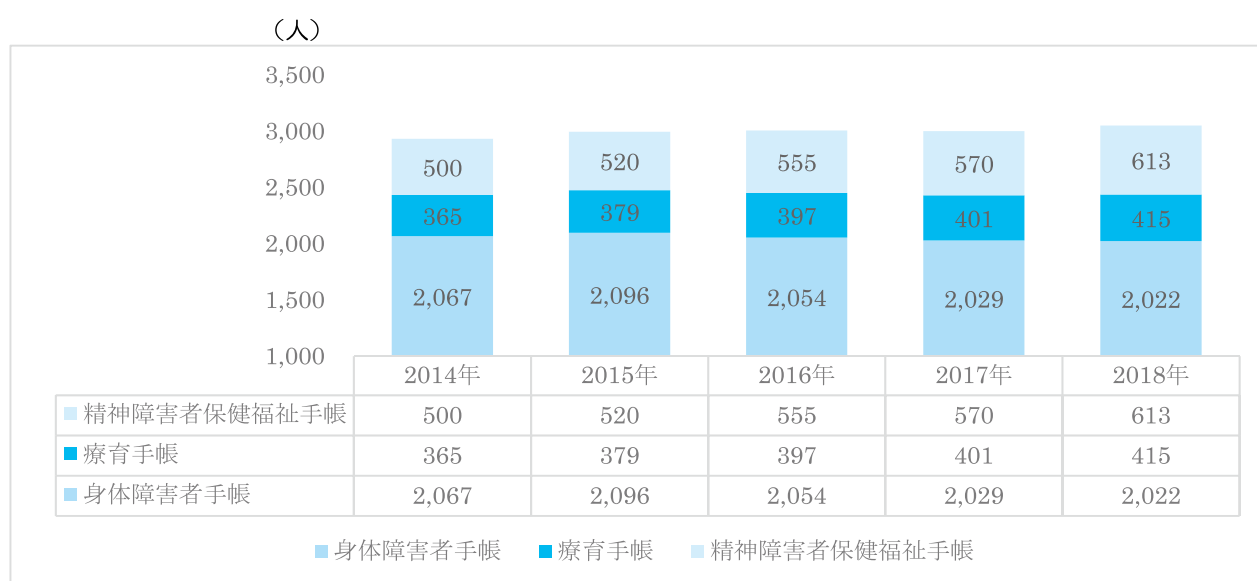
また、障がいのある方の推移としては、全体では微増傾向にあるものの、身体障害者手帳の所持者については微減傾向にあります。

(1) 高齢化率の推移



資料：清須市住民基本台帳、総務省統計局（各年 10 月 1 日時点）

(2) 障害種別手帳所持者数の推移



資料：清須市社会福祉課（各年 10 月 1 日時点）

3. 清須市の概況とブロック

清須市は、平成 17 年の西枇杷島町・新川町・清洲町の 3 町合併により新たに生まれ、平成 21 年の春日町の合併を経て、現在に至っています。

愛知県西部、尾張平野のほぼ中央に位置し、東部・南部は名古屋市に隣接しています。また、北部は北名古屋市、一宮市及び稲沢市に接し、西部はあま市に接しています。

面積は、1,735ha で、東西約 5.5km、南北約 8.0km の広がりを持ち、愛知県の面積の 0.34%にあたります。

清須市では、4 町合併後の当時で 100 カ所余りあった自治会・町内会等の地域組織の再編を行い、平成 23 年度よりブロック制を推進しています。これにより、自治会・町内会等が 38 のブロックに区分けされ、広域でのコミュニティ活動の推進を担っています。

清須市社協では、このブロック制を小地域福祉活動の基礎的な単位として捉え、平成 23 年度よりブロック社協活動を推進し、これまで 26 のブロックでこの活動が展開されてきました。今後も、地域の福祉活動の中心的な存在となるよう、地域の特色に応じて推進を図っていきます。

2018 年度 清須市ブロック別年齢 3 区分別人口および高齢化率

単位 (人)

2018. 10. 1 現在

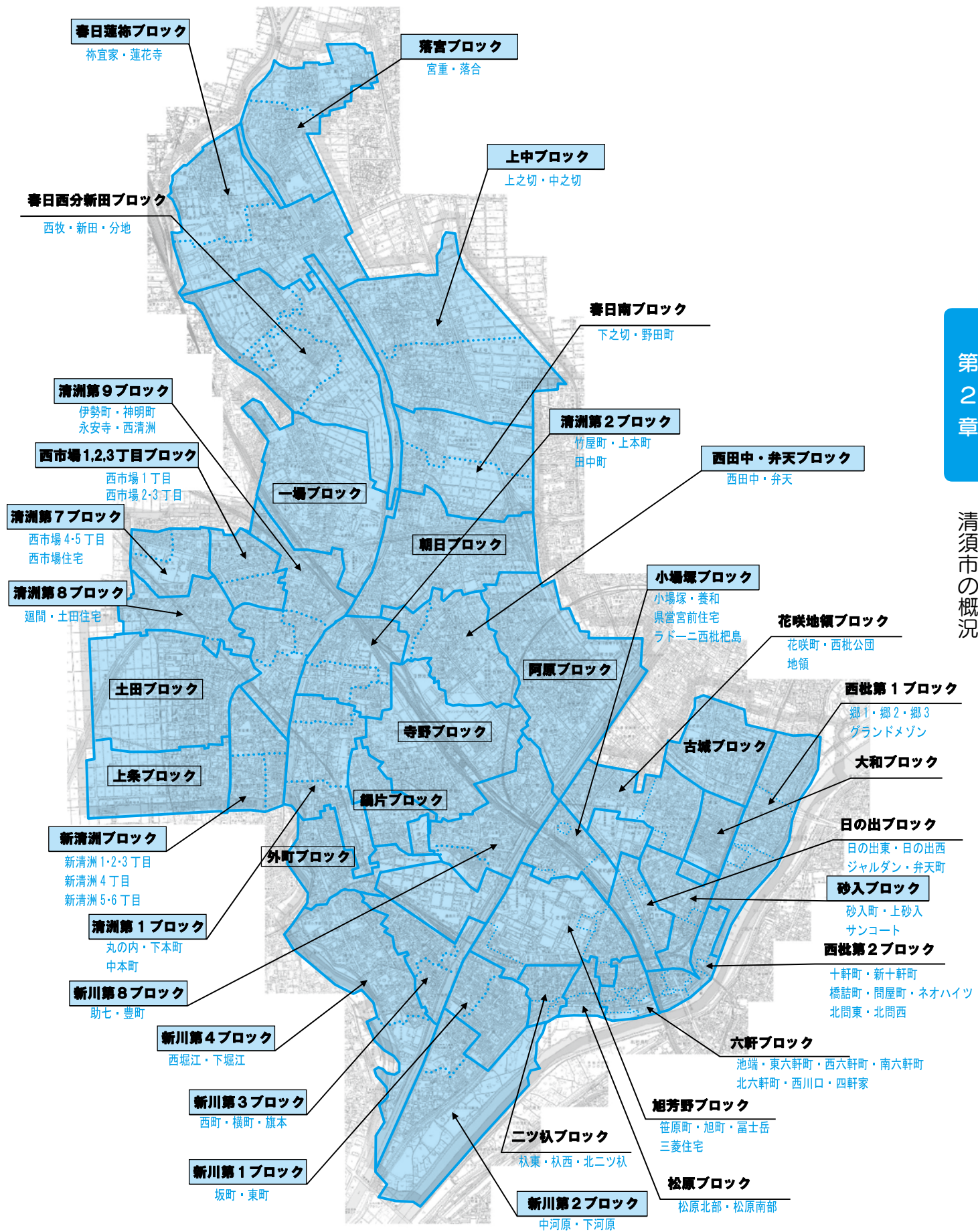
ブロック名	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳～	計 1 4	高齢化 率
清洲第 1	346	1,250	496	2,092	23.71%
清洲第 2	269	992	378	1,639	23.06%
西田中・弁天	378	1,259	367	2,004	18.31%
朝日	193	1,023	327	1,543	21.19%
一場	403	1,428	444	2,275	19.52%
西市場 1・2・3 丁目	220	1,006	352	1,578	22.31%
清洲第 7	221	855	393	1,469	26.75%
清洲第 8	362	1,186	436	1,984	21.98%
清洲第 9	341	1,638	588	2,567	22.91%
土田	633	1,986	376	2,995	12.55%
上条	175	769	290	1,234	23.50%
新清洲	280	1,490	567	2,337	24.26%
計	3,821	14,882	5,014	23,717	21.14%
西枇杷島第 1	390	1,815	607	2,812	21.59%
西枇杷島第 2	83	560	330	973	33.92%
砂入	204	1,016	461	1,681	27.42%
大和	71	398	331	800	41.38%
六軒	62	400	298	760	39.21%
日の出	170	789	316	1,275	24.78%
花咲地領	303	1,388	519	2,210	23.48%
松原	91	535	153	779	19.64%
旭芳野	586	1,817	243	2,646	9.18%
古城	333	1,459	335	2,127	15.75%
二ツ杵	93	488	281	862	32.60%
小場塚	245	850	239	1,334	17.92%
計	2,631	11,515	4,113	18,259	22.53%

ブロック名	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳～	計	高齢化 率
新川第 1	237	1,105	681	2,023	33.66%
新川第 2	160	861	409	1,430	28.60%
新川第 3	120	766	530	1,416	37.43%
新川第 4	360	1,739	752	2,851	26.38%
外町	273	1,440	442	2,155	20.51%
寺野	237	986	334	1,557	21.45%
鍋片	237	812	327	1,376	23.76%
新川第 8	384	1,705	735	2,824	26.03%
阿原	512	2,061	675	3,248	20.78%
計	2,520	11,475	4,885	18,880	25.87%
春日第 1	198	976	402	1,576	25.51%
春日蓮祿	324	1,194	389	1,907	20.40%
春日西分新田	343	1,243	412	1,998	20.62%
上中	246	1,059	505	1,810	27.90%
春日南	43	404	320	767	41.72%
計	1,154	4,876	2,028	8,058	25.17%

	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳～	計	高齢化 率
清須市	10,126	42,748	16,040	68,914	23.28%

※松原ブロックはレジデンス松原を含む。

<ブロック図>



※ はブロック社協実施ブロック

第3章 地域福祉活動計画



1. 地域福祉活動計画の概要

地域福祉活動計画では、将来的な地域福祉計画との一体策定を視野に入れ、市民と社協が共に目指す地域共生社会の実現に向けた地域づくりと、相談体制の整備について、その方向性を明記する内容としています。

方向性

市民と社協が共に目指す支え合いのある地域づくり

目標1) 身近な地域での支え合い活動を推進します !!

目標2) 誰もが活躍できる清須市を目指します !!

目標3) 誰もが認め合い、共に生きる力を育てます !!

目標4) 何でも気軽に相談できる社協を目指します !!

目標5) 権利擁護体制を強化し、将来も安心して暮らせるまちをつくれます !!



2. 取り組み内容

地域福祉活動計画 ～市民と社協が共に目指す支え合いのある地域づくり～

目標 1) 身近な地域での支え合い活動を推進します!!

小地域福祉活動の推進

これまでの取り組み

ブロック社協活動の推進により、複数の自治会・町内会等から構成されるブロックを単位として小地域福祉活動を展開してきた。これまでの取り組みにより、清須市内の38ブロックのうち、26のブロックでこの活動が取り組みられ、児童の登下校見守りや、介護予防体操教室の立ち上げなど、地域の状況に応じた支え合い活動の展開がなされている。

また、ブロック社協事業とは別に地域に縛られないテーマ別のサロン活動も並行して推進し、子育てサロン・障がい児者のサロンなど、14のサロン活動の場が展開されている。

さらに、平成30年度からは市から新規に生活支援体制整備事業を受託し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりについて、ブロック社協事業とセットで推進している。

課題

ブロック社協活動については全てのブロックでの実施に至っておらず、全市的な共通基盤には至っていない。未実施の要因として、ブロックの構成が複雑、ブロックの運営そのものに負担感がある、ブロック役員以外に担い手がいないといった点が挙げられる。

既に実施済みのブロックにおいては交流事業が活動の中心となりがちで、個別支援の機能が十分に担えておらず、平常時のちょっとした助け合い活動や、その延長線上にある災害時の対応について、今後の課題となっている。

また、小地域福祉活動の推進にあたっては、地域住民だけでなく地域の事業所・施設等の参加も欠かせないため、企業の社会貢献活動等の新たな側面からの支え合い活動の推進も、今後の視点として必要となってくる。

今後の方向性

ブロックの地域性・成熟度により地域づくりの方向性は異なるため、地域アセスメントに力を入れ、それぞれのブロックに適した支援を行います。

また、ブロック社協活動だけでなく、多様な主体による支え合いのしくみづくりの視点が必要となるため、地域の事業所・施設・商店等による、新たな側面からのサロン活動の実施等を積極的に働きかけます。

5年後のイメージ	取組内容
ブロック社協事業がそれぞれの地域の中心的な活動となっている。	①市民が地域の福祉活動に参加し、それぞれの立場で地域づくりに関われるよう、働きかけを行います。 ②積極的に地域の活動に参加し、気軽に相談できる関係づくりを進めます。 ③全ブロックに声掛けをして出前講座又は福祉学習会を実施し、地域での支え合いの機運を高めます。 ④地域の情報の収集・課題の把握を積極的に行い、情報を集約した一覧・マップを作成し、それぞれのブロックに適した支援を行います。 ⑤既存のサロン活動にとらわれない、気軽に集える場づくりを進めます。 ⑥ちょっとした困りごとの解決を地域で担えるよう、身近な地域で活躍できる共助グループづくりを進めます。
地域の福祉関係事業所・企業・商工会・商店等が、気軽に地域の福祉活動に参加できるような環境が整っている。	①福祉関係事業所、企業、商工会、商店等の情報を収集し、希望する活動・取り組める内容などの調査を行います。 ②既に地域で活躍している福祉関係事業所、企業、商工会、商店の活動内容を参考事例として共有し、新たな取り組みを促していきます。 ③新たな取り組みを後押しするため、貸出用の資器材の整備や、活用できる各種助成金事業等の把握をします。
災害時に自主的に助け合える地域づくりが進んでいる。	①ブロック社協活動を通じて平常時の地域の見守り体制づくりを進め、災害時に声を掛け合える地域を目指します。 ②ブロック社協活動を通じ、地域の防災訓練に積極的に参加します。 ③災害時に備え、災害ボランティアコーディネーター連絡会を始めとした関係者と、ブロック社協とが協働で取り組める地域づくりを研究します。
該当事業	ブロック社協事業、生活支援体制整備事業、ふれあい・いきいきサロン事業 地域包括支援センター事業、相談支援事業、市民活動ボランティアセンター事業

目標 2) 誰もが活躍できる清須市を目指します!!		市民活動、ボランティア活動、当事者活動の推進
これまでの取り組み 市民活動ボランティアセンター事業を通じてボランティア活動の推進を行い、平成 29 年度実績で 1,777 名・109 団体の活動支援を行うことができた。 また、ボランティアコーディネートの調査研究を行う中で、ニーズのマッチングのための掲示板の作成、リーフレットの作成、個人ボランティア登録の再開と養成講座の開催を行い、環境整備を図った。 平成 30 年度から新規に市から受託した生活支援体制整備事業と連携し、生活支援ボランティアの立上げに至ることができた。 当事者活動の支援にあたっては、福祉団体の活動支援だけでなく、介護者の会・保護者の会等の支援を行い、当事者活動のすそ野に広がりが見られている。		課題 ボランティア活動について、慢性的な担い手・後継者不足が叫ばれている中で、従来の手法での推進では頭打ちの状況となっている。昨今、超高齢社会のもと、新たな支え合いのしくみづくりが叫ばれる中で、介護予防を意識した新たな担い手の育成や、有償の支え合い活動の展開など、多様な担い手の参画が求められている。 また、コーディネートを行うにあたって、ニーズの吸い上げのしくみづくりが不十分であり、今後のさらなるてこ入れが必要となる。
今後の方向性 誰もが気軽に市民活動・ボランティア活動・当事者活動に参加できるよう、日常の延長で取り組めるちょっとしたお手伝いや、特技や経験を活かした活動等、それぞれの立場に応じた活動が提案できる市民活動ボランティアセンターを目指します。 また、子育て世代や退職後のシニア世代等、共通するテーマのある世代への働きかけやライフステージに応じた活動を提案し、新たな担い手の発掘を行います。併せて、ボランティアニーズをキャッチするしくみを強化し、気軽に相談でき、誰もが活躍できる体制を整備します。		

5年後のイメージ	取り組み内容
市民が気軽にボランティア等に関する相談ができ、思いや特技を活かした活動につなげる支援体制がある。	①市内の様々な窓口やイベント等で紹介コーナーを設け、市民活動ボランティアセンターの認知度の向上、活動の周知を進めます。 ②社協の持つ幅広い相談窓口を活かし、広く相談に対応し、ボランティアをしたい人、支援を求めている人のニーズをキャッチできる体制を整備します。 ③活動スペースの確保、資器材の拡充、各種助成金制度の見直し等、活動を後押しする環境を整備します。 ④広報紙・ホームページ・SNS 等を活用し、ボランティア情報を気軽にやり取りできる体制を整備します。
ちょっとした困りごとを市民の力で解決できる、お互い様のしくみができている。	①市民やボランティア関係者へアンケートを行い、気軽に協力できること、特技等の情報を収集します。 ②気軽にボランティア活動等に取り組めるよう、日常の延長で取り組めるちょっとしたお手伝い、特技や経験を活かした活動などを提案していきます。 ③市民から寄せられるボランティアへのニーズが見える化し、活動への参加を後押しするコーディネートのしくみを作ります。
市民がそれぞれの立場で参加・活躍できる場が整備され、多様な担い手による活動が展開されている。	①子育て世代や退職後のシニア世代等、共通するテーマのある世代への働きかけを行い、ライフステージに応じた活動を提案します。 ②福祉団体、当事者活動やピア活動等の支援を行い、高齢・障がいをはじめとした当事者、及びその家族の活躍を後押しします。 ③学校への出前講座や、親子で参加できるボランティア体験等、次世代育成のための取り組みを強化します。 ④有償ボランティア等の、活動者の裾野を広げる新たな取り組みを研究します。 ⑤企業等がボランティア活動・社会貢献活動に積極的に取り組めるよう、希望する活動・取り組める内容などの調査を行います。 ⑥他市町の企業等の活動内容を参考事例として共有し、新たな取り組みを促していきます。
該当事業	市民活動ボランティアセンター事業、生活支援体制整備事業、災害ボランティアセンター設置・運営事業、福祉団体活動支援事業、家族介護者交流事業、福祉協力校事業、地域包括支援センター事業、相談支援事業

目標 3) 誰もが認め合い、共に生きる力を育てます!!

福祉教育・啓発の推進

これまでの取り組み

子どもの福祉教育として、市内の13の小・中学校、高校に対し福祉協力校の指定を行い、福祉実践教室を始めとする様々なカリキュラムを展開してきた。加えて、課外の学習の場として子ども福祉塾やふくし★たんけん隊の企画など、取り組みを積み重ねてきた。

また、ブロック社協活動を通じた、地域住民の企画による福祉学習会の開催を重ねることで、自助・互助の力と、我が事感の醸成に一定の役割を担うことができた。

この他、福祉公開セミナーや共同募金市民福祉講座、障がい者療育セミナーの開催を通じ、広く市民に対し福祉活動への理解と参加を促す啓発の場を定期的に設けてきた。

課題

子どもの福祉教育については、学校における福祉実践教室が主となっているが、実施内容が固定化され、前年踏襲の傾向となっている。学校のカリキュラムに余裕が無い状況もあり、新たな提案を行うにあたっては、学校ごとの状況を把握した上で、個別の提案を行っていく必要がある。

ブロック社協活動を始めた地域で開催する福祉学習会にあっては、寿会や女性の会等、様々な団体から依頼を受ける状況となっているが、開催できていない地域への働きかけが課題となっている。

また、広く市民に対して、改正社会福祉法の理念でもある地域共生社会の実現に向けた啓発を、丁寧に行っていく必要がある。

今後の方向性

市民一人ひとりのお互い様の意識や、地域の一員としての共に生きる力が育つよう、地域・学校とパートナーシップを持って、啓発活動・福祉学習・体験学習等を進めていきます。

子どもたちが今後、支えが必要な人に手を差し伸べるような住民となってもらうために、大人も一緒に福祉教育を推進していきます。

5年後のイメージ	取り組み内容
市民の共に生きる力や、お互い様の意識が高まり、助け合いの機運が高まっている。	① 広く市民を対象とした講座・セミナーを継続して開催し、お互い様・助け合いの機運を高めます。
身近な地域で、市民が気軽に福祉について学ぶ場が自然にできている。	① 福祉学習会の未実施地域の調査を行い、取り組み易い内容での働きかけを行います。 ② ブロックや町内会等が主体的に福祉学習会に取り組めるよう、地域の状況に応じたステップアップメニューを作成します。 ③ 市民の経験や特技を生かした、自主企画の福祉学習会の開催を支援します。
子どもたち一人ひとりが地域の一員としてできることを実践し、将来を担っていく意識が育っている。	① 小・中・高校、専門学校・短期大学に向けた各ステージごとの福祉教育プログラムについて、教育委員会等の関係機関と意見交換しながら開発・提案を行います。 ② 福祉活動の実践者、当事者やその家族等との交流・体験を通じ、自分たちにできることを考え実践する機会を作ります。 ③ 子どもたちが地域の行事やブロック社協活動に参加できる機会を作ります。
福祉活動への参加を後押しする機会が増え、誰もが気軽に取り組める。	① 社会人向け、定年後のシニア層向け等のライフステージに応じた福祉教育プログラムの開発、提案を行います。 ② 企業に対する福祉出前講座を実施します。
該当事業	啓発事業、ブロック社協事業、福祉協力校事業、市民活動ボランティアセンター事業、地域包括支援センター事業、相談支援事業

目標 4) 何でも気軽に相談できる社協を目指します!!		相談窓口の充実
これまでの取り組み これまで地域包括支援センター、基幹相談支援センターをそれぞれ受託し、市における高齢者・障がい者の相談支援業務の中核を担ってきた。これに加え日常生活自立支援事業、資金貸付事業等を実施し、重複した課題を抱えるケースについては、随時、社協内部で連携しながら対応を積み重ねてきた。 また、地域ケア会議や自立支援協議会等を通じて関係機関との連携体制を構築し、各専門職への支援や困難ケースへの対応を行ってきた。この他、困難ケース対応の際に付随して生じる福祉分野に限らない相談への対応のため、様々な分野の専門職との多職種連携を推進してきた。		課題 各相談事業はいずれも相談件数が増加傾向にある一方で、相談窓口については、まだまだ知られていない面もある。市民が抱えている心配事や困りごとは、個別で多岐にわたっている。また、制度改正が頻繁に行われ、各制度もますます複雑となっている。このため、相談対応する職員には、専門的で幅広い知識が求められるが、人事異動もあるため、担当職員の資質向上に課題がある。 また、8050問題に代表される様々な課題を複合的に抱えるケースが頻発しており、1つの相談支援部門での関りだけでは、解決し難い現状がある。このため、住まいや就労、権利擁護といった暮らしに関わるあらゆる分野の専門職との連携が必要であり、多職種が横断的に連携できるネットワークづくりが求められている。
今後の方向性 市民にとって相談窓口が身近な存在となるよう、地域に出向き、広報活動を行うことを通じて、担当する職員の顔を知ってもらい、相談しやすい関係を作ります。 併せて、職員の研修カリキュラムを作成し、相談対応の技術や専門知識の向上を図り、どんな相談も受けとめ、必要なサービスや社会資源につなぐことができる人材の育成を行います。 また、医療・介護・障害サービスに限らず、住まいや就労、権利擁護等、暮らしに関わるあらゆる課題に対し、問題解決に向けて迅速な対応ができるように、多職種が横断的に連携できるネットワークづくりを進めます。		

5年後のイメージ	取り組み内容
市民が、社協の職員の顔と相談窓口を知っており、どんなことでも気軽に相談できる体制が整っている。	①市民に身近な相談窓口となるため、相談窓口と担当職員を積極的に広報していきます。 ②身近な地域で出張相談会を開催します。 ③福祉出前講座で全地域を回り、地域の実態調査を行います。
相談対応する職員が、専門的な知識と相談援助技術を身につけ、どんな相談にでも幅広く対応でき、必要なサービスや社会資源につなぐことができている。	①人事異動に対応できる相談対応職員研修カリキュラムを作成します。 ②相談援助技術及び専門知識の向上を目的とした職員研修を実施します。
地域の専門職や他の相談窓口とのネットワークが構築され、連携を図りながら、あらゆる相談に対応できる体制が整っている。	①地域の専門職やあらゆる分野の相談窓口と迅速に連携が取れるよう、日常的に情報交換や交流の機会を作っていきます。 ②他の相談窓口や専門機関が実施する会議や研修会に参加し、顔の見える関係づくりを進めます。
市民による見守り活動が活発になり、地域の様々な情報が、相談窓口が届く体制が整っている。	①出前講座等を通じて相談窓口の広報を行い、地域で閉じこもりがちな方や心配な家庭などの情報を相談窓口まで届けていただけるよう、働きかけを行います。 ②民生委員やブロック社協役員、ボランティアなど地域で福祉活動を実践している方々に相談窓口を啓発し、困っている方がみえたら相談窓口までつなげる橋渡しの役割を担っていただけるよう、働きかけを行います。
該当事業	地域包括支援センター事業、相談支援事業、日常生活自立支援事業、資金貸付事業、法律相談事業、市民活動ボランティアセンター事業、ブロック社協事業

目標5) 権利擁護体制の強化し、将来も安心して暮らせるまちをつくりまします!!

権利擁護の強化

これまでの取り組み

虐待への対応や成年後見制度の利用支援については、これまで市との連携のもと、地域包括支援センター・基幹相談支援センターで分野別に対応を行ってきた。

また、福祉サービスの利用支援・日常的な金銭管理のサポートとして日常生活自立支援事業を実施し、判断力に不安を抱える方への支援、成年後見制度利用までのつなぎを行ってきた。

これらと並行して、成年後見支援センターの調査研究を行い、立ち上げに向け必要となる協議事項の確認と、課題の確認を行った。

課題

これまで、虐待対応や成年後見制度の利用支援を分野別に行ってきたが、年々増加傾向にある相談に対し、人員体制が慢性的に不足している状況にある。

また、成年後見制度については相談支援のみならず、後見人の候補者が見つかりにくい困難ケースや生活困窮世帯からの相談に対し、セーフティネットとしての法人後見等の機能が求められている状況にある。日常生活自立支援事業利用者の判断力低下時の受け皿についても、整備が急務となっている。

今後の方向性

権利擁護に関する相談は年々増加傾向で相談員が不足しているため、成年後見支援を含めた権利擁護の相談支援体制を整備していきます。また、後見人の見つかりにくい困難ケースでも対応できるよう、法人後見の受任も検討していきます。

また、関係機関と成年後見支援センターの設立に向けた協議を続けていきます。

5年後のイメージ	取り組み内容
弁護士や司法書士をはじめとする、福祉関係者以外の専門職や行政や福祉関係者が連携し、いつでも、どんな相談でもできる体制ができている。	①福祉関係者以外の専門職が行っている研修会などに参加し、顔の見える関係をつくりまします。 ②関係機関と定期的に情報交換の場をつくりまします。 ③問題解決まで途切れることのないスムーズな連携ができるように、関係機関と日常的に情報交換を行える体制を整備します。
分野別の専門相談や困難ケースに対応できる職員を育成して、各部署に配置ができている。	①各部署に専門職が配置できるよう育成プログラムや人事計画を作成します。 ②多職種専門職との事例検討会等を開催します。
成年後見制度が利用しやすい環境が整っており、セルフネグレクトや身寄りのない方などの困難ケースや、日常生活自立支援事業の利用者で、判断能力の低下が著しい方への支援が行われている。	①地域包括支援センター、基幹相談支援センター・日常生活自立支援事業の担当に社会福祉士を配置し、成年後見制度の利用支援に向けての相談環境を整備します。 ②関係機関と成年後見支援センターの設置に向け、必要事項の協議を進めます。
セルフネグレクト等の支援困難ケースに対し、権利が守られるような体制が整っている。	①支援困難ケースの法人後見の受任に向け、必要事項の調査、モデル的な事業実施を進めます。 ②日常生活自立支援事業の利用者が負担なく成年後見制度へ移行できるよう、支援体制の整備を進めます。
該当事業	地域包括支援センター事業、相談支援事業、日常生活自立支援事業

第4章 発展強化計画



1. 発展強化計画の概要

発展強化計画では、社協の実施する事業と果たすべき公益的な役割の整理を行い、財政面・人材面・危機管理面で持続可能な法人基盤を整備できるよう、その方向性を明記する内容としています。

方向性

社協が果たす公益的な役割の整理と、持続可能な法人基盤の整備

目標1)

役職員の共通理解の促進と職員育成の強化を進めます !!

目標2)

多様な福祉ニーズに対応できるよう社協独自事業を拡充します !!

目標3)

市民と社協が気軽に情報をやりとりできるしくみをつくります !!

目標4)

継続した事業運営のための財源の確保に努めます !!

目標5)

市民の信頼と安心を得られる確かな法人基盤を構築します !!

目標6)

安心してサービス利用できる利用者保護の体制を整備します !!

2. 取り組み内容

発展強化計画 ～社協が果たす公益的な役割の整理と、持続可能な法人基盤の整備～

目標1) 役職員の共通理解の促進と職員育成の強化を進めます!!		人材の活用・強化
これまでの取り組み 社協役員・評議員においては、理事会・評議員会・部会において、地域福祉活動や災害時の対応等を随時協議を行い、活動の推進を図ってきた。また、会員募集・共同募金活動や、各種啓発事業等への参画も進み、事業運営の一翼を担うことが定着している。 事務局体制については、2課制を敷きそれぞれ課長・課長補佐を配置するとともに、管理職会議、各課ごとの連絡会議を新設することで、組織体制の強化を図った。また、研修制度の体系化と、資格取得のための補助制度を設けるなどし、スキルアップ・キャリアアップのしくみを作った。		課題 補助金・委託金に左右される財政状況、介護保険事業や障害福祉サービス事業の制度改革等による経営悪化、職員の年齢構成や人材育成などの課題について、さらなる議論が必要である。このため、各役員・評議員が持てる経験と知識を生かして議論できるよう、地域福祉活動や介護保険事業・障害福祉サービス事業について理解を深める場を作る必要がある。 事務局の体制強化にあたっては、職員の資格取得・更新が計画的に進んでおらず、資格が必須となる事業においては職員配置が限定され、異動が難しい状況にある。また、目指すべき職員の将来像を描いたキャリアパスや、資格取得・更新計画が未整備であるため、人材育成を行う上での底上げができていない。
今後の方向性 目指していく地域の姿や事業・活動の進め方について、役員と全職員が「共通理解」をもって一体的に事業経営に関わり、持続可能な健全経営を進めます。 福祉サービスは対人援助が主であり、職員の質がそのまま福祉サービスの質となるため、専門的な知識や技術の習得を促す体制を強化します。 国家資格等の無い職員が資格取得するとともに、異動等により幅広いスキルを習得し、社協職員全体として資質の底上げを推進して行きます。		

5年後のイメージ	取り組み内容
役員と職員が一体的に事業経営に関わり、健全経営が継続できている。	①各部署が理事会等で事業内容のプレゼンテーションを行い、理解を深める場を設けます。 ②部会等で各事業の詳細情報を役員へ提示し、問題解決に向けて協議を進めます。
職員の資質を高めて、市民に質の高いサービスが提供できている。	①各課、係、個人で目標設定を行い、達成度を点検しながら業務を遂行します。 ②研修体系の整備により、職員の資質の向上を図るとともに、国家資格等の無い職員の資格取得を促進します。 ③職員が幅広いスキルを習得し、総合的に業務を遂行できるようにするため、また適材適所の人員配置や事業・組織の活性化のために定期的な人事異動を行います。 ④役職定年制の導入と若手職員の採用を計画的に検討し、組織の活性化を図ります。 ⑤他機関主催の研修会への参加や、市との人事交流等により、市民サービスの向上に向けた幅広い知識の獲得に努めます。
職員が離職することなく、継続して勤めることができる環境が整っている。	①定年延長により福祉人材を確保します。 ②人事評価制度による適切な評価と意欲向上を図ります。 ③障害者雇用の推進により、誰もが活躍できる環境を整備します。 ④ワークライフバランスの視点による働きやすい環境を整備します。
該当事業	法人運営事業、各事業

目標2) 多様な福祉ニーズに対応できるよう社協独自事業を拡充します!!

社協独自事業の拡充

これまでの取り組み

介護保険事業・障害福祉サービス事業ともに、制度改正に対し適宜サービス提供時間や定員、人員体制等を変更して対応してきた。また、自費ヘルパーや、デイサービスにおいては独居世帯等の洗濯の実施など、制度外ニーズへの対応を行ってきた。

資格取得の促進と研修の強化により、職員のスキルアップと事業所の加算取得を進めてきた。

その他、独自サービスの福祉車両貸出事業・車いす貸出事業では、車両の入替えを随時実施するとともに、福祉車両の貸出対象者を親族に準ずる人にも広げるなど利便性の向上と、管理体制の強化を図った。

課題

介護保険事業については、市内の他事業所の充実が目覚ましく、初期の制度移行と在宅サービスの量的確保の視点での事業実施については、一定の役割を終えたものと推測される。しかし、制度の狭間にあるニーズや受入困難なケースなど他の事業所が対応しがたいケースほど社協が担うことが求められている。

障害福祉サービス事業においては、事業所の数が十分ではないため、事業の継続・拡充が求められている。

独自事業については、制度外ニーズへの対応を積極的に行う上で、ニーズに即した既存の事業の見直しはもとより、各部署でキャッチしたニーズを新規事業として展開する動きが求められる。

今後の方向性

2025 年問題を見据え、介護保険事業は既存事業の拡充を図るとともに、複雑困難なケースに対応できるよう、サービス提供体制の強化を行います。

障害福祉サービス事業は内容の充実を図っていくとともに、地域共生社会実現に向け、高齢者と障害者等の共生型サービスの事業の検討を進めます。

併せて、制度外のニーズを積極的に解決する事業を作り出します。

5年後のイメージ	取り組み内容
団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を見据え、介護サービスが不足して介護を受けられない人が出ないように、サービス提供体制が整っている。 既存事業はサービス内容を再検討し、利便性の高いサービスが提供できている。	①営業日、営業時間の拡充や、多様なニーズに対応できる体制を整備し、利便性の向上を図ります。 ②営業日等の拡充やサービス内容の再検討後、改善を図り、費用対効果を評価し、効果がない場合は次の対応策を検討していきます。
市民のニーズや社協の提案により新しい事業を実施し、多様なニーズに対応できている。	①市へ積極的に提案し、事業の受託を進めます。 ②高齢者と障害者等の共生型サービスの実施に向け、検討を進めます。 ③市民ニーズに基づいて制度外のサービスを開発し、福祉基金を積極的に活用します。 ④障害をもった方が地域での暮らしを継続できるよう、暮らしを支える事業を検討します。
各種サービスの質が向上し、安心して利用できる体制と、満足度の高いサービスが提供できている。	①リスクマネジメントにより、事故防止に努めます。 ②市民・利用者の満足度向上に向け、職員研修による接遇の強化、アンケートによる実態調査の実施、適切な支援のための専門性の向上に努めます。
該当事業	介護保険事業、障害福祉サービス事業、独自事業（福祉車両貸出事業・車いす貸出事業・新規事業）

目標 3)市民と社協が気軽に情報をやりとりできるしくみをつくりまします!!		広報・広聴の強化
これまでの取り組み 社協だより「てとて」について、発行回数を年間3回から5回に増やし、福祉情報を手に取りやすい形で提供する体制を整えた。発行回数の増加にあたっては、紙面の内容を児童向けの福祉教育に絞った号とし、幅広い世代に福祉情報を伝える体制を整備した。 また、新たに SNS の運用を試験的に開始し、既存のホームページと連携により、広く社協事業の広報を行った。加えて、職員が取材した市内の福祉情報の発信を行うなど、より広い内容で市民に情報提供を行う体制を整備した。 広聴への取り組みについては、社協だより「てとて」、清洲総合福祉センター内の意見箱の他、地域包括支援センター、地域福祉係が出前講座で地域に出向くことでニーズや課題を直接伺うなど、広く対応することができた。SNS の運用も開始できた。		課題 社協だより「てとて」の発行回数増加にあたっては、コスト面での問題があるため、紙面や企画の見直しによるスリム化と、広告掲載による発行費用の捻出等を今後検討していく必要がある。 ホームページについては、更新件数・閲覧者数ともに減少傾向にあるため、SNS との一体的な運用により、情報発信力の強化と内容の充実が必要である。一方で、SNS との連携が試験段階であるため、一体的な運用にあたってのそれぞれの役割の整理が課題となっている。 広聴の取り組みについては、職員がアウトリーチでキャッチした意見やニーズについて、集約・蓄積・分析するしくみがいないため、整備していく必要がある。また、SNS については「炎上」「荒し」への対策や、投稿する職員のスキルアップが課題となっている。
今後の方向性 社協だより編集委員会等で掲載すべき情報・内容の精査を図るとともに、紙面全体の掲載方法を統一し、見やすさを工夫します。また広報紙とSNSとの連動性を図り、複合（階層）的な情報発信に努める。 職員一人ひとりが更なる地域支援の意識を持ってニーズキャッチに取り組み、部署内また社協全体として地域課題の共有や社協情報を発信できる仕組みを整える。 地域住民主体の社会資源創設や課題解決に向けた取り組み事例を積極的に広報する。		

5年後のイメージ	取り組み内容
市民が気軽に福祉情報を入手でき、意見や提案を発信できる体制が整っている。	①仮称「広報機能検討委員会」を設置し、広報紙・ホームページ・SNS 等の広報媒体の活用について総合的に検討します。 ②広告料収益や原稿料を支出するなどの取り組みを行い、広報紙の充実を図ります。 ③市内の福祉情報を積極的に収集し、広報紙・SNS を通じて広く市民へ広報します。 ④SNS を活用し、気軽に社協へ提案やコメントができる体制を整備します。 ⑤社協事業を安心して利用いただけるよう、利用者・家族へ、情報提供を行います。
職員のアウトリーチ機能の強化により、社協の認知度が向上し、より身近なところで情報のやりとりができる体制が整っている。	①ブロック社協・町内会・各種団体等で主催される福祉学習会等に職員を派遣し、必要な福祉情報の発信とニーズキャッチを行います。 ②相談対応時は、家庭訪問等のアウトリーチを積極的に行い、暮らしの全般的なニーズ把握に努めます。
該当事業	広報紙の発行、ホームページ・SNSの運用、広聴、各事業

目標 4) 継続した事業運営のための財源の確保に努めます!!		財源の確保
これまでの取り組み 補助金・委託金については市と随時折衝を重ね、日常生活自立支援事業の補助金、生活支援体制整備事業の委託金をそれぞれ新規に獲得することができた。 会員募集事業・共同募金活動の他、寄付金の依頼、バナー広告等の収益事業の実施等を通じ、自主財源の獲得を進め、ブロック社協活動を初めとする地域福祉活動の推進や、福祉車両貸出事業・法律相談事業などの公益的な活動を展開することができた。 介護保険事業については、制度改正による体制の変更を積み重ね、赤字幅の縮小に努めてきた。 障害福祉サービス事業については、制度改正と市との委託事業の折衝を通じ、事業の見直しと体制の見直しを行い、健全経営を継続することができた。		課題 補助金・委託金とも、平成31年度予算については大幅な増額が認められた。今後、さらに事業を充実させて、継続的な補助金・委託金の確保に努め、運営基金を経常経費のために取り崩さない、持続可能な事業運営体制を構築していく必要がある。 会員募集・共同募金活動は、町内会の活動自体が停滞する状況が散見され、個人会費・戸別募金の実施に難航するケースもあり、実績額の減少が続いている。 寄付金については、毎年一定額の受け入れができてはいるが、新たな寄付を募る上での明確な使途を示しておらず、具体的な使途を検討する必要がある。 介護保険事業・障害福祉サービス事業については、制度改正による影響が大きいと、今後の動向を注視しつつ、健全経営に向けての体制の見直し・事業の再編を行う必要がある。
今後の方向性 清須市社協は多くの補助事業・委託事業を実施し公的な役割を大きく担っているため、その事業内容について市の将来像に沿って市と協議し、内容に見合う適正人員を整理し、適正額の継続的な確保に努めます。 社協会費、共同募金、寄付等に協力することが福祉活動の一翼を担うことを啓発し、市民の寄付文化の醸成を進めます。併せて、寄付金等が事業や助成金として地域で活用されるプロセスを市民に広く広報し、可視化することで新たな寄付を促すサイクルを作ります。		
5年後のイメージ	取り組み内容	
補助金・委託金の適正額の継続的な確保により、安定した事業運営が可能となり、公益的な活動を担う体制が整備されている。	①補助事業、委託事業の内容に見合う適正人員を整理し、適正に実施できる体制を整備します。 ②事業成果だけでなく、メリットや将来性が分かる資料づくりを行い、補助事業、委託事業の適正な実施に必要な補助金、委託金を確保します。	
新しい補助事業・委託事業に取り組み、社協の機能と運営基盤が強化されている。	①市と共に社協の専門性や担うべき役割を協議し、パートナーシップの構築と、新規事業の提案による新たな補助事業・委託事業の実施を目指します。	
介護保険事業・障害福祉サービス事業が、社会福祉法人の公益的な責務を果たしつつ、継続的に実施できている。	①アンケートの実施により、利用者・家族のニーズの把握を行います。 ②市民のニーズに応じ、サービス提供時間や内容の拡充を図ります。 ③ゴミ出し支援や洗濯支援等、利用者の個別の事情に応じ、保険外サービス等に取り組みます。	
寄付の文化が徐々に定着し、寄付を通じて福祉活動に参加する意識が高まっている。	①広報媒体の活用、福祉学習会等のアウトリーチの機能を強化し、社協会費、共同募金、寄付金の趣旨や使途を広く周知します。 ②公開プレゼンテーションの機能を強化し、共同募金を始めとする寄付金が活用されるプロセスを可視化し、新たな寄付を促すサイクルを作ります。 ③クラウドファンディング等の新たな財源確保の手法について調査し、活用方法を検討します。	
収益事業に取り組み、公益的な活動を担う財源が確保できている。	①ホームページバナー広告の拡充と、社協だより掲載広告の新規取り組み等により、広告収入の増加を図ります。 ②清洲総合福祉センターの貸館利用率を高めるため、市民への利用のPRを行います。	
該当事業	法人運営事業、各事業、会員募集・共同募金、寄付金、収益事業（バナー・広告）、介護保険事業、障害福祉サービス事業、センター管理事業	

目標 5) 市民の信頼と安心を得られる確かな法人基盤を構築します!!		法人基盤の強化
これまでの取り組み 財務管理については、社会福祉法人制度改正に伴い、財務諸表等の開示システムにより、今まで以上に透明性が高くなり、説明責任を果たすことができた。 また、継続した事業運営のために事業再編を行い、介護保険事業の営業体制の見直しと正規職員の人員削減、地域活動支援センターの廃止を行った。加えて日常生活自立支援事業・生活支援体制整備事業の実施を行うとともに、基幹相談支援の委託を受けるなど、新規事業の実施、既存事業の拡充を図った。		課題 「介護保険事業の収支の悪化」・「補助金・委託金の確保」・「定年の延長」等による方向性の不透明さ等から、中長期的な財政計画の策定ができず、健全で持続可能な法人運営体制の構築には至っていない。 改正社会福祉法により財務状況等は WAM-NET により公表されているが、市民に対し事業の成果や財務状況をよりわかりやすい方法で説明ができていない。 地域における公益的な取り組みを検討し、実施していく。
今後の方向性 財政状況や今後の諸制度改正や市の動向等も見据え、関係制度・事業の状況を総合的に分析し、その方向性について中長期的な財政計画の策定を行います。 また、事業における成果を示すとともに、必要な専門性の確保・人員配置等により、より信頼性を高められるよう、適切な事業実施、必要な人材育成・資格取得等に努めます。 利用者確保に向けた事業所の営業体制の拡充や特色のある事業所づくり、適切な人員配置や業務効率化の取り組みなど多方面において改善策を講じ、介護保険事業の健全経営を図ります。 市民に対する説明責任を果たし、組織の透明性と信頼性の確保に努めます。 地域における公益的な取り組みを実施するとともに、地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働を推進します。		

5年後のイメージ	取り組み内容
介護保険事業、障害福祉サービス事業の単年度の資金収支差額がプラスとなり、公益的な活動の財源の捻出ができています。	①営業日、営業時間の拡充や、多様なニーズに対応できる体制を整備し、利用者を増加させるための取り組みを強化します。 ②収益と人員配置のバランスを取り、適正なサービス提供体制を整備します。 ③組織体制変更にも対応できるよう、職員の資格取得を促進します。 ④健全経営に向けた人材確保のため、給与規程を始めとした諸規程の見直しを行います。
組織の透明性が高まり、市民から信頼される組織体制が整っている。	①改正社会福祉法による財務状況等の公表と、事業成果や財務状況をよりわかりやすい方法で公開し、市民に対する説明責任を果たします。 ②コンプライアンスに関する研修と取り組みを強化します。 ③内部監査により業務改善等に取り組みます。
地域における公益的な取り組みが実施できている。	①支援を要する人に対し、無料・低額の福祉サービスを提供する体制を整備します。 ②福祉基金を趣旨に沿った形で活用するため、職員のプロジェクチームによる企画の場を立ち上げ、公益的な取り組みを推進します。
地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働ができている。	①地域の社会福祉法人・福祉施設等と情報交換を行う場を設定し、連携・協働ができる取り組みを協議します。
該当事業	法人運営事業、介護保険事業、障害福祉サービス事業、各事業

目標 6) 安心してサービス利用できる利用者保護の体制を整備します!!

利用者保護

これまでの取り組み

苦情対応については、苦情解決実施要綱の見直しと初期対応マニュアルの策定、研修の積み重ねにより、体制の整備を行った。これにより、大きなトラブルに至るケースはなく、申し出のあった苦情についても担当レベルで解決に至る内容となっている。

個人情報保護規程については、法改正に伴い見直しを行うとともに、個人情報の開示等のマニュアルを策定し、個別事例に対応できる体制を整備した。

センターの指定管理者として、緊急時に対応できるよう、業者リスト一覧を作成した。施設の経年劣化や不具合を予算内で修繕してきた。その他、防災訓練、消防設備点検、職員への消防・防火設備の説明会を継続し、安全管理を積み重ねてきた。

また、財産保全の取り組みとしてシステムのクラウド化を検討し、リース契約切れに併せて順次クラウド化を行った。

課題

個人情報保護規程については改正をしたが、個人情報をケース検討会議で外部に持ち出す際や、FAX・メールなどで情報共有する際の取り扱いマニュアルは未整備となっている。また、大規模災害時において、外部の応援者へ情報を提供する際に、どの程度まで情報提供や依頼を行うか、内容について明確な決まりがない。

センターの経年劣化に伴い、修繕箇所が増えてきており、大規模修繕については市と修繕計画を作成し、災害時にも備えた施設の保全に努める必要がある。

社協が実施する事業全般について、担当する各部署で個別に安全管理を行っているが、利用者の事故防止、職員の労働災害防止といった観点からの法人全体のチェック体制については、未整備の状況にある。ヒヤリハットの法人全体の共有化も課題である。

今後の方向性

苦情対応について、実施要綱・対応マニュアルを適宜見直すとともに、苦情対応・職員の接遇・コミュニケーションスキルの向上を図るため、研修への参加を継続していきます。

個人情報保護について、外部持ち出しやFAX・メールなどによる外部機関との情報共有における、各事業の個人情報の取り扱い状況を把握し、マニュアルの拡充を図ります。

センターの経年劣化により増加する修繕について、市と修繕計画を作成し、災害時にも備えた施設の保全を計画的に実施していきます。

苦情、事故・ヒヤリハットについて、職員による検証の場を設置し、法人全体でのチェック体制を整備し、情報・対応等を共有化していきます。

5年後のイメージ	取り組み内容
職員一人一人の接遇が向上し、苦情に繋がる前段階での適切な対応が為されている。	①各部署において接遇に関する研修と取り組みを継続し、気持ちよくサービス利用できる環境を整備します。
職員一人一人が苦情を適切に受け付けし、組織的に対応できる体制が整っている。	①苦情に迅速かつ組織的に対応できるよう、初期対応マニュアルの運用と苦情対応研修への参加を進めます。 ②苦情の記録を作成し、再発防止に努めます。
全ての個人情報に対し、適切に取り扱うしくみが整備されている。	①個人情報の外部持ち出しや、FAX・メールなどによる外部機関との情報共有における、各事業の個人情報の取り扱い状況を把握し、マニュアルの拡充を図ります。
市民が安心して事業を利用できるよう、安全管理がなされている。	①清洲総合福祉センターの保守管理・修繕を継続して進めます。 ②各部署においてリスクマネジメントの取り組みを進め、事故防止に努めます。 ③防災訓練を継続実施し、定期的に安全管理の確認を行います。
市民や利用者及び職員に起こり得る事故が未然に防止され、職員が健康で安全に職務につける環境が整っている。	①ヒヤリハットの場面の情報共有を職員間で行います。 ②ヒヤリハットの事例検討や、事故事例の研究、学習を行う研修の場を設け、再発防止に努めます。 ③衛生委員会を活用し、健康障害防止と健康増進の対策を行います。 ④安全運転管理の徹底により 車両事故を防止します。
該当事業	法人運営事業、センター管理事業、各事業

第5章 災害対策計画



1. 災害対策計画の概要

<災害対策計画の概要>

災害対策計画では、清須市社協が災害時に速やかに復旧し、果たすべき役割を担えるよう、事前に備えるべき事項の整理を行います。

併せて、市民が担う役割についても、災害に強い清須市を目指し、その方向性を明記する内容としています。

方向性

市民と社協が共に備える災害への対策

目標1)

災害からいち早く復旧できる組織づくりを進めます!!

目標2)

災害発生時の緊急対策を整備します!!

目標3)

市民生活の復興を支援するしくみを強化します!!



2. 取り組み内容

災害対策計画 ～市民と社協が共に備える災害への対策～

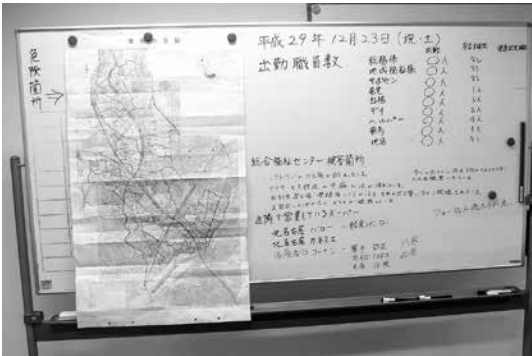
目標 1) 災害からいち早く復旧できる組織づくりを進めます!!		社協業務の早期復旧
これまでの取り組み 既存の職員行動マニュアルについて、第3次総合計画で想定した大規模災害の内容を反映し、「職員緊急対応・行動マニュアル」として新たに作成し、全職員に配布した。 また、風水害などの一般災害時の対応として職員の非常配備態勢を毎年見直し・運用を行い、主に台風被害への対応を積み重ねてきた。 平成29年度に東尾張ブロック社協の幹事市となった際には、「災害ボランティアセンターの設置・運営訓練」と併せて、新たに「通常業務復旧訓練」を実施し、社協の通常業務の早期復旧に向けた必要事項の整備と、模擬訓練の実施を他市町社協と合同で行った。		課題 通常業務復旧訓練を実施した結果、各部署で復旧に向けての優先順位の設定が統一されていなかったり、応援者受入のためのマニュアル等の整備が不十分であった。 また、応援者に対する依頼事項と、応援者ができる内容・適正などにミスマッチが散見されたため、今後の見直し・継続した訓練の実施が必要と考えられる。
今後の方向性 被災時に法人の機能をいち早く復旧し、災害時の固有の業務・通常業務ともに早期に対応できるよう、事前対策の整備と、外部応援者受入による復旧支援体制の構築を行う。		

5年後のイメージ	取り組み内容
被災時に業務を早期に復旧できるよう、部署毎に体制整備が行われている。 また、速やかに業務復旧できるよう、応援者受入体制の整備と受入訓練が継続して実施されている。	①職員の異動や事業内容の見直しに対し、速やかに職員緊急対応・行動マニュアルの改訂を行い、即時の対応を徹底します。 ②BCP（事業継続計画）の策定・運用により、部署毎で災害時に必要な備えを明確化し、対策を行います。 ③東尾張ブロックの社協職員による応援訓練の積み重ねにより、受け入れ体制の整備と応援者への依頼事項の精査を進めます。
災害時の固有の業務に対し、事前対策が行われている。	①利用者の安否確認を始めとする、各部署で役割分担すべき共通事項を整理します。 ②被災者からの困りごと相談や、生活福祉資金貸付等、臨時の総合相談窓口設置に向けて準備を進めます。 ③清洲総合福祉センターに避難された方への対応 について、市と対応を事前に協議し、社協としての事前準備を進めます。
該当事業	法人運営事業、各事業



目標 2) 災害発生時の緊急対策を整備します!!		BCP の策定
これまでの取り組み	課題	
第 3 次総合計画において、大規模災害により被災する想定で災害対策計画を策定したことを受け、既存の職員行動マニュアルの大幅な改定を行い、「職員緊急対応・行動マニュアル」として新たに作成した。主に大規模地震における被災時の対策について、BCP の要素を一部取り入れて策定し、被災直後の職員の動きについて大まかな内容を示すことができた。	「職員緊急対応・行動マニュアル」については、被災時の大まかな職員の動きをまとめた内容に留まっており、各部署の細かな対応については具体化されていない。また、大規模災害に特化した内容となっており、局地災害については詳細を記していない。	
今後の方向性		
法人としての被災時の緊急対応に関する事項の再整理を行い、職員緊急対応・行動マニュアルを刷新し、新たに BCP（事業継続計画）の策定を進めます。		

5年後のイメージ	取り組み内容
BCP（事業継続計画）の策定・運用により、被災時の法人の被害の最小化を図り、各種事業の早期復旧により市民サービスへの影響を最小限に抑える体制が整っている。	①被災時の各部署の細かな対応についてリスト化し、職員緊急対応・行動マニュアルに反映します。 ②職員緊急対応・行動マニュアルを刷新し、BCP（事業継続計画）の策定を行います。
該当事業	新規事業



目標 3) 市民生活の復興を支援するしくみを強化します!!		災害ボランティアセンター 設置・運営
これまでの取り組み これまで、清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会と協力し、災害ボランティアコーディネーターの養成と、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を毎年積み重ねてきた。平成 26 年には災害ボランティアセンター設置運営の手引きを策定し、大まかな枠組み作りを行った。 また、東尾張ブロック災害救援連絡会議の活動の一環として毎年開催される、「東尾張ブロック局地災害時救援活動相互訓練」に関係職員が参加し、東尾張ブロックの管内社協による合同の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行ってきた。 平成 29 年度に清須市社協が幹事市となった際には、「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」に加え、新たに「通常業務復旧訓練」を実施した。		課題 災害ボランティアセンターの設置・運営については、担当職員の定期的な交代により対応できる職員は増えたが、専門的に担える担当職員・管理職の養成には至っていない。 また、災害ボランティアセンター設置運営の手引きを策定し全職員に配布したが、配布後の研修や、未経験職員へのフォローアップ、改訂作業等が不十分な状況にある。 平成 29 年度に行った災害ボランティアセンター設置・運営訓練では、各部署に配置された職員の動きに不十分な点がみられたことから、担当係の職員以外の職員も災害ボランティアセンターの運営に携われることが必要となる。
今後の方向性 市が被災した際に、被災者に寄り添い復興支援ができるよう、地域の支え合い活動の推進と地域の受援力を高める啓発を進めます。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営に際し、対応できる職員の幅を広げられるよう、必要なノウハウの習得と訓練の機会を拡充します。 併せて、より多くの市民に復興支援に関わっていただけるよう、支援者の養成の継続・拡充を図ります。		

5 年後のイメージ	取り組み内容
災害が起こっても、早期に復興支援が行えるしくみが整っている。	① 市の総合防災訓練への参加を通じ、市担当者・清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会との定期的な意見交換の場を持ち、平常時より連携体制を作ります。 ② 市・清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会との協議、東尾張ブロック管内の社協による合同訓練を踏まえ、「災害ボランティアセンター設置運営の手引き」の改訂を行います。 ③ 「東尾張ブロック局地災害時救援活動相互訓練」を通じ、近隣社協との相互応援体制の構築と、スムーズな受け入れのためのルールづくりを進めます。
多くの市民が復興支援に関わることができ、早期復興を後押しする体制が整っている。	① 清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会との連携と支援、養成講座の開催を通じて、より多くの災害ボランティアコーディネーターの育成を行います。 ② 災害ボランティアコーディネーターだけでなく、市民が復興支援に広く関わられるよう、啓発の機会を作るとともに、ホームページやSNS、広報紙等で情報提供を行います。 ③ 次世代の担い手育成の観点から、学校における災害をテーマとした授業開催の支援を行います。 ④ 社協の多くの職員が災害ボランティアセンターの運営に携われるよう、研修・訓練を積み重ねます。 ⑤ 被災地へボランティアを送り出すため、費用助成制度等の整備を行います。
ブロック社協での平常時における地域の支え合い活動により、早期避難や避難誘導等の支援が行える体制が整備されている。	① 災害時に助け合える地域づくりのため、ブロック社協を中心として、防災訓練・福祉学習会等の機会に啓発していきます。 ② ブロック社協と連携して、災害時に要配慮者等が安全に避難できるよう平時の見守り活動を強化します。
該当事業	災害ボランティアセンター設置・運営事業、ブロック社協事業

卷末資料

1. 社会福祉法人清須市社会福祉協議会総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人清須市社会福祉協議会（以下「清須市社協」という。）

定款第33条に基づき、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、清須市社協の理念である「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進していくため、平常時の取り組みとしての「地域福祉活動計画」と「発展強化計画」、さらに、非常事態に備えての「災害対策計画」の3計画を策定することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、清須市社協役員、福祉関係団体、当事者、ブロック社協、ボランティア・市民活動実践者、学識経験者、行政及び清須市民代表等のうちから清須市社協会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定を完了するまでの間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は委員会を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員会及び作業部会)

第6条 委員会は、計画策定に必要な調査研究及び資料収集を行うため、専門委員会及び作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、清須市社協内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業において必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

(清須市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 清須市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成17年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 清須市社会福祉協議会第4次総合計画の策定に関して〔諮問〕

平成30年11月2日

清須市社会福祉協議会

第4次総合計画策定委員会委員長 様

清須市社会福祉協議会

会 長 時 田 榮 一

清須市社会福祉協議会第4次総合計画の策定に関して〔諮問〕

このことについて、清須市社会福祉協議会総合計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

【諮問】

「清須市社会福祉協議会第4次総合計画」の策定に際し、基本理念である「私たち一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現のため、清須市社会福祉協議会と市民等が担うべき役割とその推進に必要な事項について審議を求める。

3. 清須市社会福祉協議会第4次総合計画の策定に関して〔答申〕

平成31年2月7日

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

会 長 時 田 栄 一 様

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

第4次総合計画策定委員会

委員長 高 橋 謙 治

清須市社会福祉協議会第4次総合計画に関して〔答申〕

このことについて、清須市社会福祉協議会総合計画策定委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のとおり意見を具申します。

【答申】

平成30年11月2日付けで諮問のありました第4次総合計画の策定について、当委員会において4回の策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の実施にあたり、制度改正の動向に適切に対応するとともに、関係機関、関係団体等との連携に努め、計画に沿って事業が実施されることを希望します。

4. 策定委員名簿

	氏 名	所属団体（役職名）
1	安 藤 秀 夫	清須市社協理事
2	伊 藤 数 広	社会福祉法人西春日井福社会 特別養護老人ホーム平安の里施設長
3	加 納 祐一郎	清須市ボランティア連絡協議会副会長
4	小 泉 晴 雄	清須市災害ボランティアコーディネーター連絡会会長
5	高 橋 謙 治	新川第4ブロック社協会長
6	建 部 憲 子	清須市社協副会長
7	津 坂 薫	清須市社協監事
8	前 田 繁 一	清須市社協副会長
9	村 瀬 正 守	清須市民生委員児童委員連絡協議会会長
10	山 田 康 博	税理士
11	渡 辺 玲 子	清須市手をつなぐ親の会会長
12	福 田 晃 三	清須市役所健康福祉部長
13	河 口 直 彦	清須市役所企画部次長兼企画政策課長
14	後 藤 邦 夫	清須市役所総務部防災行政課長

（順不同・敬称略）

5. 策定経過

日 程	会議名	内 容
平成 30 年 9 月 7 日	第 1 回チーフ会議	計画概要の確認、計画の様式確認、新規事業・見直し事業の確認
平成 30 年 9 月 19 日	第 2 回チーフ会議	第 1 回作業部会（全体会）の提出資料の確認
平成 30 年 10 月 3 日	第 1 回作業部会	計画作成に向けての諸事項の確認
平成 30 年 10 月 10 日	第 3 回チーフ会議	第 1 回策定委員会の協議内容の確認
平成 30 年 10 月 12 日	第 2 回作業部会 （地域福祉活動計画） （災害対策計画）	地域福祉活動計画・災害対策計画の概要の協議
平成 30 年 10 月 18 日	第 4 回チーフ会議	第 1 回策定委員会への提出資料の確認
平成 30 年 10 月 24 日	第 2 回作業部会 （発展強化計画）	発展強化計画の概要の協議
平成 30 年 11 月 2 日	第 1 回策定委員会	委員長・副委員長選任、計画策定諮問、計画の概要・スケジュール確認、意見交換
平成 30 年 11 月 2 日	第 3 回作業部会 （地域福祉活動計画） （災害対策計画）	地域福祉活動計画・災害対策計画の素案の協議
平成 30 年 11 月 6 日	第 3 回作業部会 （発展強化計画）	発展強化計画の素案の協議
平成 30 年 11 月 21 日	第 5 回チーフ会議	第 2 回策定委員会への提出資料の確認
平成 30 年 12 月 4 日	第 2 回策定委員会	第 4 次総合計画へ盛り込む事項の協議
平成 30 年 12 月 5 日	第 4 回作業部会 （発展強化計画）	発展強化計画の素案の協議
平成 30 年 12 月 6 日	第 4 回作業部会 （地域福祉活動計画） （災害対策計画）	地域福祉活動計画・災害対策計画の素案の協議
平成 30 年 12 月 14 日	第 5 回作業部会 （地域福祉活動計画） （災害対策計画）	地域福祉活動計画・災害対策計画の素案の協議
平成 30 年 12 月 20 日	第 6 回作業部会 （地域福祉活動計画） （災害対策計画）	地域福祉活動計画・災害対策計画の素案の協議
平成 30 年 12 月 25 日	第 6 回チーフ会議	第 3 回策定委員会への提出資料の確認
平成 31 年 1 月 11 日	第 3 回策定委員会	第 4 次総合計画素案の協議
平成 31 年 1 月 16 日	第 7 回チーフ会議	第 4 次総合計画素案の修正事項の確認
平成 31 年 1 月 17 日	第 7 回作業部会 （地域福祉活動計画） （災害対策計画）	地域福祉活動計画・災害対策計画素案の修正事項の協議
平成 31 年 2 月 7 日	第 4 回策定委員会	第 4 次総合計画最終案の確認、答申
平成 31 年 3 月 15 日	社協理事会	第 4 次総合計画（案）の議案上程

6. 用語解説

	用 語	解 説
あ行	アウトリーチ	積極的に、対象者の居る場所に出向いて働きかけること。 援助が必要であるにも関わらず、自発的に相談できない・相談しない方に対し、積極的に訪問・働きかけを行い、必要な支援に結び付けていくこと。
	衛生委員会	労働者の健康障害の防止や健康の保持促進に関する取り組みなどの重要事項について、労使一体となって調査審議を行う場。
	エスエヌエス SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。互いが友人を紹介しあい、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーションサービスのこと。フェイスブック・ライン・インスタグラム・ミクシィ等が有名。
か行	基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づく、地域における相談支援事業の中核的組織。身体障害者・知的障害者・精神障害者の相談を総合的に受け、情報提供や助言を行う。地域の相談支援事業所間の連絡調整や支援を行う機関。
	キャリアパス	昇進・昇格のモデル、あるいは人材が最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデル。キャリアパスを示すことで、自身がどのようなスキルや専門性を身につけていくかを理解でき、自己啓発意識の醸成・モチベーションアップにつながる。
	共生型サービス	居宅介護・通所介護・短期入所の事業において、介護保険法と障害者総合支援法の両方が利用できるサービス。これにより、高齢になった障害者が、今と変わらない事業所でサービスを受けることができる。
	クラウド	パソコンのソフトの代わりに、インターネットのサーバーを使って作業し、作成したデータをインターネット上に保存できるサービス。クラウドは、英語の「雲」を指し、インターネットを雲の絵で表現することに由来している。
	クラウドファンディング	不特定多数の人が、インターネットを通じて、他の人や組織に対して財源の提供や支援を行うこと。群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語。
	権利擁護	高齢者・障害者等の権利が侵害されることなく、日常生活が送れるように支援すること。
	公開プレゼンテーション	共同募金を財源として実施されている助成金の、公開審査会のこと。共同募金の使途の透明性と、市民への理解・参加の促進を目的として行われている。
	コンプライアンス	企業等の法令を遵守することを指すが、法令だけでなく、社内規定の遵守、企業倫理、さらには社会貢献の遵守も含んでおり、企業のリスクマネジメントとしての取り組みが重視されている。

	用 語	解 説
さ行	災害ボランティアコーディネーター	災害が発生した場合に、災害ボランティアセンターの運営を中核的に担う人。
	災害ボランティアセンター	被災地の支援ニーズの把握・整理とともに、支援活動を希望する個人・団体の受入調整やマッチング活動を行う拠点
	財務諸表	一般的には「決算書」と呼ばれている。企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財務状況等を明らかにするために、複式簿記に基づき作成される書類。
	サロン活動(ふれあい・いきいきサロン)	身近な集会場等を活用して、家に閉じこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中の親子に対して、ボランティアや地域住民が協働して企画運営を行い、交流や仲間づくり、閉じこもり防止及び健康維持や介護予防等を図る活動。
	市民活動ボランティアセンター	ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介など、総合的に支援を行う拠点のこと。また、講座・セミナー等の学習の機会を設け、普及・啓発、活動者へのフォローアップ等の機能を担う。
	自立支援協議会	障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として設置している協議会。 清須市は尾張中部福祉圏域（豊山町・北名古屋市・清須市）で協議会（障害者支援協議会）を設置している。
	社会福祉法	社会福祉について規定している法律で、平成 12 年に「社会福祉事業法」から改名。日本の社会福祉に関するあらゆる事項の共通基盤概念を定めた法律となっている。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設置された、社会福祉法第 22 条で定義される法人のこと。
	小地域福祉活動	小地域を基礎に行われる住民活動で①住民間のつながりを再構築する活動。②要援助者に対する日常かつ身近な支援を行う活動。③地域社会の福祉的機能を高める活動。「ブロック社協」の設置や「ふれあい・いきいきサロン」活動等の取組みがある。
	成年後見支援センター	成年後見制度に関係する総合相談、広報、法人後見、申立の代理申請、助成事業、市民後見人の養成等、成年後見制度の利用促進や利用支援に関する業務を実施する機関。
	成年後見制度	認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等、判断能力が不十分な方を、悪徳商法や不利益な契約から守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、財産や契約、協議等の管理・支援を行う制度。

	用 語	解 説
さ行	生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステムの構築のため、生活支援コーディネーターが地域のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民全体のサービスが活性化されるよう、地域全体が高齢者を支える体制づくりのこと。
	セーフティーネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。
	セルフネグレクト	成人が通常の生活を維持するために必要な行為（食事・医療等）を行う意欲を喪失し、自己の健康・安全を損なうこと。孤独死に至るケースがあり、社会問題となっている。
	相談支援事業	障がいのある方の地域での生活・福祉に関する相談ができる機関。障害福祉サービスの調整・計画相談（ケアプラン）等の作成も行う。
た行	地域アセスメント	その地域における社会資源の把握や住民ニーズを把握することで、関係者のネットワークづくりや新たなサービスの開発につながる。
	地域ケア会議	地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のための課題を把握し、解決する手段を導き出すための会議。①個別課題解決機能。②地域包括支援ネットワーク形成機能。③地域課題発見機能。④地域づくり・資源開発機能。⑤政策形成機能がある。
	地域共生社会	誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らし、共に支え合っていく社会のこと。
	地域包括支援センター事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした地域の中核的機関。
な行	日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援等を行う事業。
	ニセンニジュウゴ 2025年問題	1947年～49年の「第1次ベビーブーム」で生まれた「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に起こる様々な問題のこと。社会保障、医療・介護分野での課題が指摘されている。
は行	ハチマルゴーマル 8050問題	50代の引きこもりの子を80代の親が養っている状態から起きる、様々な問題。経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護等の問題で、共倒れのリスクがある。
	東尾張ブロック災害救援連絡会議	東尾張ブロック社協（11市町）が、局地災害発生において、合同復旧訓練を実施するために開催する会議。
	ビーシービー BCP（事業継続計画）	災害などの緊急事態が発生した時に、企業等が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

	用 語	解 説
は行	ヒヤリハット	重大な事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見。「ヒヤリ・ハット」の造語。
	福祉基金	清須市社協が、地域福祉活動・福祉教育の推進を目的として設置している基金。市民・団体等から受ける寄付金、及び基金の利息によって運用される。
	福祉協力校事業	福祉教育の施策のひとつで、「共に生きる力を育む」という基本理念のもと、市内の小中高 13 校を福祉協力校に指定し、福祉実践教室、総合学習など、様々な学習プログラムを実施する事業。
	福祉団体	清須市社協が事務局を担当している団体。寿会連合会（老人クラブ）、身体障害者福祉協会、遺族会連合会、手をつなぐ親の会、母子寡婦福祉協会の 5 団体のことを指す。
	ブロック	清須市が設定する行政割で、市内 100 余りの自治会・町内会等を広域に組織し、38 のブロックに区割りされている。各ブロックに市政推進委員 1 名、副市政推進委員 1 名が配置され、広域のコミュニティ活動の推進を担っている。
	ブロック社協	市のブロックを単位とし、そこに住む住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合い活動を実践する組織。現在、清須市では、28 のブロック社協が立ち上がっている。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人・NPO などの法人が、成年後見人等になり、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。
	ボランティア	無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動。基本理念は自主性・自発性・社会性・無報酬性。
	ボランティアコーディネート	市民のボランティアな活動を支援し、実際の活動においてボランティアならではのチカラが発揮できるよう、市民・組織をつないだり、組織内を調整すること。
ま行	民生委員・児童委員	地域住民の一員として、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割や、高齢者・障がい者世帯の見守りや安否確認など、重要な役割を担っている。
ら行	ライフステージ	入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・子どもの独立・退職など、人生の節目ごとの段階に分けること。
	リスクマネジメント	ある行動を実行する際に、事前にリスクの状態を評価し、最善の対策を講じ、好ましくない結果が出た場合でも適切な処置が行えるようにすること。
わ行	ワークライフバランス	ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みを作ること。
	WAM-NET （ワムネット）	独立行政法人福祉医療機構が運営する、介護・福祉・医療などの制度解説や情報などを総合的に提供している情報サイト。

清須市社会福祉協議会第 4 次総合計画

発 行 平成 31 年 4 月
社会福祉法人清須市社会福祉協議会
〒452-0931 愛知県清須市一場古城 604 番地 15
(清須市清洲総合福祉センター内)
TEL 052-401-0031 FAX 052-401-0032
URL <http://www.kiyosu-shakyo.com/>
MAIL info@kiyosu-shakyo.com

